

1. 議 事 日 程 (初日)

(平成22年那智勝浦町議会第1回定例会)

平成22年3月9日

9 時 開 議

於 議 場

日程第1	決定第1号	議席の指定	3
日程第2	会議録署名議員の指名	3	
日程第3	会期の決定	3	
日程第4	諸報告	4	
日程第5	議案第16号	平成21年度那智勝浦町一般会計補正予算(第8号)	12
日程第6	議案第17号	平成21年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別会計補正予算(第4号)	26
日程第7	議案第18号	平成21年度那智勝浦町老人保健事業費特別会計補正予算(第2号)	31
日程第8	議案第19号	平成21年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計補正予算(第3号)	32
日程第9	議案第20号	平成21年度那智勝浦町通所介護事業費特別会計補正予算(第1号)	33
日程第10	議案第21号	新宮周辺広域市町村圏事務組合規約の変更について	35
日程第11	議案第22号	那智勝浦町分課設置条例の一部を改正する条例	39
日程第12	議案第23号	町長及び副町長の給料その他の給与条例の一部を改正する条例	46
日程第13	議案第24号	教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例	54
日程第14	議案第25号	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	55
日程第15	議案第26号	那智勝浦町手数料条例の一部を改正する条例	56
日程第16	議案第27号	那智勝浦町福祉手当条例の一部を改正する条例	57
日程第17	議案第28号	那智勝浦町斎場の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例	61
日程第18	議案第29号	那智勝浦町消防手数料条例の一部を改正する条例	64
日程第19	議案第30号	那智勝浦町火災予防条例の一部を改正する条例	65
日程第20	議案第31号	勝浦小学校旧校舎解体撤去工事請負契約について	66
日程第21	報告第1号	平成21年度那智勝浦町土地開発公社経営状況について	69

2. 出席議員は次のとおりである。(14名)

1番	左 近 誠	2番	蛭 川 勝 彦
3番	中 岩 和 子	4番	森 本 曦 夫
5番	田 中 幸 子	6番	湊 谷 幸 三

7番 小谷一郎
9番 橋本謙二
11番 曾根和仁
13番 田中植

8番 太田干士
10番 引地稔治
12番 東信介
14番 山縣弘明

3. 会議録署名議員の氏名

8番 太田干士

9番 橋本謙二

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（15名）

町長 寺本眞一
消防長 東正通
会計管理者 岡崎順子
税務課長 濱口博之
福祉課長 福居和之
建設課長 塩地勇夫
教育次長 亀井徹
総務課企画員 塩崎統

教育長 笠松昭紀
参事
(総務課長) 橋爪健
病院事務長 西田秀也
住民課長 寺本資久
産業課長 瀧本雄之
水道課長 田原忠幸
総務課副課長 藪本活英

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（3名）

事務局長 潮崎有功
事務局副主査 加味根涼
事務局主事 西剛志

~~~~~ ○ ~~~~~

〔4番森本曦夫議長席に着く〕

○議長（森本昇夫君） 紀南新聞社、南紀州新聞社より議場での写真撮影許可の申し出がありました。本件について議長は許可しましたので、報告します。

なお、報道関係の皆様をお願いいたします。撮影は傍聴席から行き、議事の妨げにならないよう、また傍聴の妨げにならないよう御配慮をお願いいたします。

開会に先立ちまして、今回行われました那智勝浦町議会議員補欠選挙において当選されました曾根和仁君を御紹介いたします。曾根和仁君、自席において自己紹介を兼ねてごあいさつをお願いいたします。

11番曾根君。

○11番（曾根和仁君） 色川地区大野在住の曾根和仁でございます。皆様よろしくをお願いいたします。

○議長（森本昇夫君） なお、曾根議員の委員会の所属につきましては、委員会条例第6条第1項の規定により、議長において厚生常任委員、経済常任委員、グリーンピア跡地利用に関する特別委員に指名しておりますので、あわせて御報告申し上げます。

~~~~~ ○ ~~~~~

9時02分 開会

○議長（森本昇夫君） ただいまから、平成22年第1回那智勝浦町議会定例会を開会いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

9時02分 開議

○議長（森本昇夫君） 本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 決定第1号 議席の指定

○議長（森本昇夫君） 日程第1、決定第1号議席の指定を行います。

会議規則第4条第2項の規定により、今回那智勝浦町議会議員補欠選挙において当選されました曾根和仁君の議席を11番に指定します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（森本昇夫君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

8番太田干士君、9番橋本謙二君を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 会期の決定

○議長（森本昇夫君） 日程第3、会期の決定を議題とします。

議会運営委員会の協議の結果について議会運営委員長の報告を求めます。

9番橋本君。

○議会運営委員長（橋本謙二君） 平成22年度那智勝浦町町議会第1回定例会日程等について、去る3月9日議会運営委員会を開催し、協議いたしました結果を御報告いたします。

議事予定表を御参照ください。

〔議事予定表朗読〕

会期は、本日9日から23日までの15日間の予定であります。

本会議7日、委員会3日、純休会5日でございます。

付議される議件は、平成22年度当初予算15件、21年度補正予算5件、新宮周辺広域事務組合規約の変更1件、条例の改正9件、工事請負契約1件、報告1件の計32件であります。

なお、追加議案の予定が2件あるということでございます。

また、平成22年度一般会計の質疑要領につきましては、従前どおり、お手元にありますように、歳入、歳出を議会費から民生費まで、衛生費から商工費まで、土木費から予備費までの3段階に分けまして、最後に総括質疑を行う、そのような従前どおり行います。

以上でございます。

○議長（森本昇夫君） ただいまの委員長報告のとおり、会期は本日から3月23日までの15日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、会期は本日から3月23日までの15日間に決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 諸報告

○議長（森本昇夫君） 日程第4、諸報告を行います。

議長からの報告は、お手元に配付のとおりです。

町長より報告を求めます。

町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 皆さんおはようございます。

私は、1月17日の町長選挙におきまして、町長として那智勝浦町政をお預かりすることになりました寺本でございます。

私も、半年前までは議会議員の一員として議員の皆様にご指導を賜っておりました若輩者でもあります。平成22年第1回定例会は、私にとりましては立場が変わって初めての議会であり、非常に緊張しています。議員の皆様におかれましては、大変御多用の中御出席を賜りまして、厚くお礼を申し上げます。

まず、私の所信の一端を述べる前に、昨年末に御逝去されました故小嶋英嗣前町長に対し、心より御冥福をお祈り申し上げます。

さて、本会議におきまして所信を述べさせていただきますことは大変光栄なことでありますが、その責務の重大さを改めて痛感しているところであります。もとより浅学非才の私であり、未熟者ではありますが、町民の皆様のご負託にこたえられるよう、「和をとるとび、我が那智勝浦町を愛し慈しみ、我が町に一身を捧ぐ」を座右の銘とし、謙虚に初心を忘れず、町民本

位の行政運営に誠心誠意努めて、全力を傾注してまいり所存であります。

那智勝浦町には、これまで先人が積み重ねてきた歴史、そして伝統があります。町歌にありますように6つの郷でさまざまな暮らしが営まれており、それぞれの味を醸し出しながら発展してまいりました。私は、これらの歴史、そして伝統を大切にしながら、まちづくりを進めていきたいと考えています。

地方を取り巻く環境も刻一刻と目まぐるしく変わり続け、町も大きな変革期にあります。そうした中で、活気あふれるまちづくりを念頭に物事に当たっていきたく存じます。

那智勝浦町には幾つもの産業がありますが、それらの産業を活性化させることにより、町外からの定住人口をふやし、町が生き生きとしてくるものと考えています。

観光は、町の主産業の一つであり、第一に宿泊客をふやすことが重要であると考えます。また、農林水産業においては、商品の販路拡大を進め、商工業の振興を図っていかねばならないと思っています。そのため、町民の皆様と協働でまちづくりを行い、ガラス張りの町政を推進する所存であります。町の情報をできるだけわかりやすく町民の皆様にお知らせし、情報を共有していきたいと考えております。

また、職員の意識改革を進め、職員の自主的な活動をサポートして士気の向上を目指します。

さて、皆様御承知のとおり、町の財政が大変厳しい状況にあり、病院、ごみ焼却場を初め防災、福祉、環境、教育等問題が山積しております。特に町立温泉病院の建設は、早急に取りかからなければならない最重要課題であります。昭和39年7月の開院以来、町民にとって欠かすことのできない医療機関であります。しかし、開設以来45年が経過し、建物を維持する上で限界に来ており、地域の皆様に安心して受診していただくには、第一に医師を確保し、診療の場をつくるのが急務であることはもちろんのこと、安全で快適な診療空間を提供できるよう、早急に新病院の建設に向けて動き出したいと考えておりますので、町民の皆様、議員の皆様の御理解をお願いいたします。

私は、小さい能力ではございますが、町の課題、問題の解決に向けて、そして町民の皆様が安心して心豊かに暮らせるまちづくりを行うため、職員の先頭に立ち、職員ともども汗を流していく覚悟であります。

議員の皆様方におかれましては、当局をチェックするという重大な使命があるわけでございます。しかし、厳しい町の状況でありますので、どうかいろいろな知恵をお出しいただき、町民が喜び、町民に信頼されるまちづくりに御協力いただきますようお願い申し上げます。

さて、今議会に提出しております議案の概要について御説明する前に、幾つかの報告を申し上げます。

まず、勝浦漁業協同組合の再建問題でございます。勝浦漁業協同組合の再建問題は、平成11年議案第78号審査特別委員会審査報告を御可決いただき、債務負担行為の補正をいただきました。このことにつきましては、譲渡不足資金の10億円を勝浦漁業協同組合が弁済できなかったときに、県と町がそれぞれの負担割合に応じて損失補償いたしましたものでございます。

平成11年、当時年間100億円の水揚げがあり、毎年半期ごとに勝浦漁業協同組合は5,000万円ずつ返済を行っていましたが、水揚げの減少が続き、平成16年には65億円に減ってしまいました。年間1億円の返済が困難となり、勝浦漁業協同組合再建協議会で協議され、議員の皆様にも御理解いただき、半期ごとの返済を半額の2,500万円に減額し、残りの3億円を最終年度で返済する方法に変更いたしました。本年3月に最終返済の予定でしたが、3億円を返済することが困難となり、勝浦漁業協同組合再建協議会において協議を進めてきたところであり、関係金融機関の同意を得、新たな財政改善計画を策定し、引き続き勝浦漁業協同組合の再建を進めていくことに合意しております。議員の皆様、町民の皆様には御心配をおかけいたしますが、和歌山県を初めとする勝浦漁業協同組合再建協議会が勝浦漁業協同組合の再建をバックアップしてまいりますので、御理解のほどをよろしくお願いいたします。

次に、2月27日に南米チリで起こった地震による津波警報が2月28日午前9時33分に発令され、当町におきましても災害対策本部を設置し、津波に備えたところでもあります。当町では、7,753世帯を対象に避難指示を発令し、10カ所の避難所を開設、90人の避難がありました。津波による被害者等はありませんでした。午後5時14分に浦神において40センチの津波を観測いたしました。幸い当町におきましての被害は今のところ町に入ってきていません。

なお、午後9時34分、緊急放送システムが誤作動し、警報の放送が誤って流れましたことは、夜遅く町民の皆様には不安を与え、まことに申しわけございませんでした。町民の皆様には深くおわび申し上げますとともに、今後このようなことのないよう、消防庁にシステムの改良を求めてまいります。

次に、今後の那智勝浦町のまちづくりの指針となる長期総合計画は、第8次基本計画の策定に着手しておりますが、新年度においても委託料をお願いしているところでもあります。計画の策定に当たり、長期総合計画審議会を設置し、審議をいただいているところでもあります。現在、町民の皆様の御意見を新計画に取り入れたいと、2月上旬に2,000名の皆様にアンケートを送付し、現在集計を行っているところでございます。

また、2月15日から町内6カ所におきましてまちづくり地域推進会議を実施し、町内の区長さんと意見交換を行いました。いろいろな課題をお示しするとともに、御意見をちょうだいいたしました。

今後とも、町民の皆様と対話を進め、よりよいまちづくりに役立てていきたいと存じます。

次に、道の駅「なち」整備事業につきましては、国土交通省が施行する簡易パーキング施設の休憩所施設等の工事は5月ごろに着工されると聞いております。また、本町は、農産物販売所の改修、交流センター内に世界遺産の情報センターの設置を行うものです。

次に、平成21年度における諸事業、諸施策及び行政各般につきましては、おおむね順調なる進捗を見、円滑に執行していますことを御報告申し上げます。

待望の勝浦小学校が完成し、6年生が、卒業式までのわずかな期間ではありますが、新校舎で過ごすことができるようになりました。

また、勝浦漁港の人工地盤整備工事もようやく完成の運びとなりました。

今後とも、学校を初めとする公共性の建築物に関しては、諸般の事情をにらみつつ、早急に耐震性をクリアしてまいらねばならないところであります。

さて、次に、本議会において提案しております議件について御説明をいたします。

議件は、合計32件であります。

その内訳は、平成22年度一般会計を初めとする当初予算15件、平成21年度補正予算5件、規約の変更1件、条例の一部改正9件、工事請負契約1件、土地開発公社経営状況について1件となっております。

まず初めに、議案第1号から議案第15号、平成22年度予算案の対応について御説明申し上げます。

新年度の一般会計、特別会計、企業会計の予算総額は139億8,981万円で、平成21年度予算総額140億1,985万円に対し、3,004万円、率にして0.21%の減となっております。

一般会計予算は、引き続き財政健全化を基本として年次計画を着実に進めていく予算となっております。課題でありました教育施設の耐震対策を積極的に進める等安全・安心な学校づくり、地域づくりに努めるとともに、体育文化会館の改修や、入湯税を活用した観光振興補助金、ふるさと雇用・緊急雇用をもとにした事業等、地域、町の活性化を目指した予算編成となっております。

歳入の主たる財源を町税、地方交付税及び国県支出金、さらに地方債に求め、なお不足する財源については基金の取り崩しにより繰り入れを行い、歳出歳入それぞれ対前年度比0.8%増の64億9,000万円を計上いたしておりますが、子ども手当支給に伴う増加分を除きますと、実質的には62億6,300万円で、昨年度と比較して1億7,340万4,000円、率にして2.7%の減額となります。

地方交付税につきましては、国の総額が出口ベースで1.1兆円増額されることもあり、対前年度2.1%、5,000万円の増の24億円を見込み計上しております。

町税につきましては、世界的な不況の影響から、町民税、入湯税が昨年を下回るものと予測され、対前年度3.5%、5,730万1,000円減の16億21万1,000円を見込み計上しておりますが、今後とも歳入財源の根源であります税収の確保に全力を尽くしてまいります。

次に、歳出について御説明いたします。

最初に、総務費関係についてでございます。

平成14年から現行の機器を稼働しておりますが、本町の電算システムは、税等の法改正に対応が困難な状況にあるため、全面更新をしたいと考え、予算を計上しております。

また、地球温暖化対策の一環として、平成6年に購入した町長公用車をエコカー減税期間中にハイブリッド車に買い換えをいたしたく、予算を計上しております。

統計調査の関係では、本年10月1日に実施の国勢調査の関係費用を計上しております。

なお、役場本庁舎は、建設から40年近くが経過し、今年度庁舎2階、3階部分の冷暖房設備工事と高圧受電設備の改修を計画しております。

次に、福祉関係についてでございます。

児童福祉関係では、新たに創設される子ども手当につきまして支給事業費を計上しております。また、下里保育所建設では、本年度は設計業務委託をお願いしております。子供は町の将来を担う宝物でありますので、引き続き少子化対策も講じてまいります。

本町の福祉政策については、それぞれの福祉計画に沿って施策の充実に努めなければなりません。

老人福祉関係では、老人保健福祉計画、介護保険計画に基づいて、高齢者を含むすべての町民が安心して住みなれた地域での生活を継続できるよう、介護予防や介護サービスの充実に努めてまいります。

障害者福祉関係では、関係各位との連携をさらに密にしながら、福祉計画について、福祉内容の向上に一層努めてまいります。

その他、保健衛生関係では、インフルエンザを初めとする各種予防接種、健康相談、各種検診を実施し、住民の健康管理に努めてまいります。

人権啓発関係では、人権尊重推進委員会の協力のもと、すべての人の人権が尊重される町を目指して、人権に関する総合的な施策の推進に努めてまいります。

次に、生活環境関係についてでございます。

斎場におきましては、建設から20年が経過し、部分的な改修では対応できなくなり、本年度は火葬炉1基の改修をお願いしているところであります。

また、生活排水対策として、合併浄化槽整備事業を推進するため、70基分をお願いいたしております。

し尿処理関係では、本町負担金1億4,400万円をお願いしておりますが、引き続き快適な環境を守るための施設として管理運営に努めてまいります。

次に、ごみ処理の関係では、循環型社会の構築に向け、指定ごみ袋による収集を行い、分別の徹底を図っておりますが、さらにごみの減量化、資源化、再利用化に取り組みます。

また、生ごみ処理容器購入補助の継続等、より一層ごみの排出抑制とリサイクルに努めてまいります。

クリーンセンターにつきましては、施設の運転管理及びごみ収集等運営経費をお願いしております。

今後も、維持管理につきましては、常に細心の注意を払い、安全なごみの処理に万全を期してまいります。

次に、農林関係についてでございます。

農林関係では、ふるさと雇用を活用した耕作放棄地の耕作請負隊事業を実施いたします。また、本年度も小規模土地改良事業費として用排水路改修工事費を計上し、農業基盤の整備、農業生産の効率化を図ってまいります。

林業関係です。森林の働きは、水源涵養、地球温暖化防止等の大切な役割を初め、土砂流出、崩壊防止といった国土保全の見地から適正な整備の推進が必要であります。本町でも町土の8割以上を占める森林の整備は必要不可欠であり、機械化林業推進事業補助金、木の国森林

づくり事業補助金等を計上し、森林の育成管理に取り組みます。また、市町村民の森創造事業として、平成23年度開催予定の全国植樹祭地域植樹祭の準備事業を予定しております。

次に、水産関係についてでございます。

水産業を取り巻く環境は、漁業資源の悪化、燃料油の高騰、魚価の低迷等の影響でますます厳しくなっております。このような状況ではありますが、漁業地域の活性化、資源管理、漁場保全を一層推進してまいります。

姿をあらわしました人工地盤は、勝浦漁港の活性化と周辺の人々の避難場所としてその役割を担ってくれるものであります。

また、特産品のマグロを生かしたまぐろ体験CANは、体験型観光施設としてオープンいたしました。ふるさと雇用を活用して、今年度も事業を進めてまいります。

次に、商工関係についてでございます。

世界的な経済不況は、一部回復の兆しはあるものの、本町では、基幹産業の不振、大型店舗やチェーン店との競合等、商工業を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあります。このような状況下、商工会の役割はますます重要なものとなっております。

新年度におきましても、商工会運営補助を初め地域商工業の振興、発展を支援するとともに、地域の活性化に努めてまいります。

次に、観光関係についてでございます。

那智勝浦町の主産業の一つ、観光の活性化は早急に必要であります。本年度は、入湯税を活用した観光振興補助金を創設し、町民の皆様からアイデアをいただき、観光の振興につなげる事業を行っていきたいと考えております。

また、国内外の誘客対策を講じるべく、町観光協会補助金、県観光連盟負担金を初めとする観光宣伝事業等に積極的に取り組みます。そして、自然を生かした体験型観光の推進、世界遺産及び宿泊施設を案内する専門員の配置、宇久井ビジターセンター活用のためメニューづくりに取り組む等、和歌山県近隣市町村とも一層連携を深めるとともに、町観光協会を初め各関係団体とも力を合わせて取り組んでまいります。

さらに、体育文化会館におきましては、空調機器取りかえや地球環境に優しい太陽光発電施設設置等の改修を計画しております。平成27年度実施予定の国体の会場になりますので、整備も進めてまいります。

次に、建設土木関係についてでございます。

建設行政を取り巻く環境がより一層厳しくなる中、地域経済、社会活動を支えるための基盤整備や住民生活に密着する生活環境の改善を図るため、道路改良工事3件、舗装工事2件、側溝改修工事10件、道路災害防除工事1件、河川改良工事2件等の整備を行います。

また、那智勝浦新宮道路の用地関係で2名の職員を和歌山県へ出向させることになっております。

平成14年度より実施している地籍調査事業につきましては、昨年に引き続き、下和田・中里地区の実施と、新たに国道42号の歩道設置を予定している湯川地区と公共事業計画や開発等土

地の高度利用が期待できる下里地区を実施し、事業の推進に努めます。

次に、消防関係についてでございます。

消防関係では、常に消防組織、施設の充実強化に努めておりますが、今年度におきましては、消防団普通積載車、小型動力ポンプ3基、5基の消火栓の設置工事を予定しており、消防力のさらなる強化を進めてまいります。

次に、教育関係についてでございます。

学校教育関係では、新年度那智中学校校舎の耐震改修に向けて耐震診断を実施いたします。また、緊急雇用を活用し、児童の生活・学習支援等を行う学校環境整備員配置事業を実施いたします。その他、小学校、中学校の管理費、外国語指導助手招致事業費等を計上し、教育の充実に努めます。

社会教育関係では、公民館活動を初めとする各種生涯学習や文化活動の支援費用、人権啓発関係費用、世界遺産を初めとする文化財関係費用、スポーツ少年団や体育協会への補助を初めとする保健体育関係費用等を計上しております。

次に、特別会計について、その概要を御説明いたします。

まず、特別会計でございます。

国民健康保険事業費特別会計につきましては、事業費に係る保険給付、40歳以上を対象とする特定健診・特定保健指導、後期高齢者支援金等、総額26億500万7,000円を計上いたしております。

後期高齢者医療事業費特別会計につきましては、後期高齢者医療広域連合への納付金等、総額3億9,341万8,000円を計上いたしております。

老人保健医療費特別会計につきましては、平成19年度分までの老人医療費の支払い等164万円を計上しております。

簡易水道事業費特別会計では、平成19年度より継続事業として行っています宇久井簡易水道の整備を進めてまいります。本年度は最終年度となり、宇久井地区への給水の拠点となります上野の配水池の整備を行います。また、老朽配水管布設がえ工事等を進め、給水の安全、安定に努めてまいります。

育英奨学金貸与事業費特別会計につきましては、高校生、大学生への貸与を継続し、今年度も予算を計上いたしております。

下水道事業費特別会計は、那智山地区特定環境保全公共下水道に係る事業費を計上しております。

介護保険事業費特別会計につきましては、総額15億9,149万4,000円を計上しております。事業につきましては、国、県の動向を見ながら、介護予防サービス等を積極的に推進し、適切な制度の運営に努めてまいります。

通所介護事業費特別会計につきましては、起債の元金償還が主なもので、総額1,357万5,000円を計上しております。

次に、企業会計について御説明いたします。

水道事業会計では、給水の安全、安定を図るため、二河地内を初めとする老朽配水管布設がえ工事等を進め、より一層の給水サービスの充実に努めてまいります。

町立温泉病院事業会計につきましては、地域の皆様方へよりよい医療の提供を常日ごろから努めているところであり、病院経営、施設の維持補修と老朽化した医療機器の更新等に係る予算を計上しております。

和歌山県立医科大学の健康増進・癒しの科学センター、スポーツ・温泉医学研修所の研究が順調に進められ、和歌山県を初め各位の御配慮により医師の派遣もいただき、まだまだ不十分ではありますが、医師の確保ができつつあります。一方、施設に目を向けますと、先ほども申しましたが老朽化が著しく、早急に対処しなければなりません。

病院の経営は安定してきておりますが、医療を取り巻く環境は当面非常に厳しい状況が続くものと思われ、自治体病院として、地域医療の向上と経営のさらなる健全化に努めてまいります。

以上が平成22年度予算の大要であります。

引き続き、議案第16号から議案第20号までの平成21年度補正予算の概要について御説明いたします。

議案第16号一般会計補正予算（第8号）は、道の駅「なち」施設整備事業、にぎわい広場駐車場整備等、地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業、国民健康保険事業費特別会計への繰り出し、事業費の確定による減額や補助金確定による財源内訳の変更等が主なもので、歳入歳出の予算の総額に1億4,404万6,000円を追加し、歳入歳出総額を73億346万3,000円とするものであります。

議案第17号から議案第20号までは特別会計の補正であります。

議案第21号は規約の変更、議案第22号から議案第30号までは条例の一部改正をお願いするものであります。

そのうち議案第22号は分課設置条例の一部を改正する条例で、当町の主要産業であります観光を課の名称として復活させたくお願いするものであります。

また、議案第23号、第24号は、町長、副町長、教育長の給与の減額についてお願いするものであり、私の選挙時の公約、町長報酬30%カットを実行するものであります。

議案第31号は、勝浦小学校旧校舎解体撤去工事請負契約について議会の議決をお願いするものであります。

報告第1号は、平成21年度那智勝浦町土地開発公社予算について、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、経営状況を報告するものであります。

以上が本議会に提案いたしました32件の概要であります。

その詳細につきましては、各担当者から説明をいたしますので、何とぞ御審議の上、御可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

また、追加議案として、人事案件並びに補正予算を予定しております。

私は、今後4年間町政を担当させていただくことになりましたが、責務の重大さと難しさを

痛感しつつ、町民が安心して心豊かに暮らせるまちづくりを念頭に、何事にも素早く対処し、ガラス張りの町政を推進していく決意であります。

議員の皆様、そして町民の皆様の特段の御理解と御協力、御支援と御指導、御鞭撻を重ねてお願い申し上げ、町政報告とさせていただきます。どうもありがとうございます。

○議長（森本昇夫君） 以上で諸報告を終わります。

休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

9時38分 休憩

9時57分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（森本昇夫君） 再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第16号 平成21年度那智勝浦町一般会計補正予算（第8号）

○議長（森本昇夫君） 日程第5、議案第16号平成21年度那智勝浦町一般会計補正予算（第8号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長橋爪君。

○参事（総務課長）（橋爪 健君） 議案第16号平成21年度那智勝浦町一般会計補正予算（第8号）について御説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,404万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ73億346万3,000円とするものです。

第2条は、繰越明許費の規定となっています。

第3条では、地方債の補正をお願いしております。

2ページをお願いします。

第1表歳入歳出予算補正です。歳入ですが、款10地方交付税から款21町債まで、歳入合計欄で補正前の額71億5,941万7,000円、補正額1億4,404万6,000円、計73億346万3,000円となります。

3ページをお願いします。

歳出ですが、款2総務費から款12諸支出金まで、歳出合計欄の補正前の額、補正額、計の額は歳入と同額です。

4ページをお願いします。

第2表繰越明許費です。歳出予算の経費のうち、予算成立後の事由等に基づき年度内にその支出を終わらない見込みのあるものについて、予算の定めるところにより、翌年度へ繰り越しして使用できるものであります。

款2総務費の道の駅「なち」施設整備事業から、款10災害復旧費の公共土木施設災害復旧費まで9件の事業を翌年度に繰り越しし、平成22年度で実施するものであります。

5ページをお願いします。

第3表地方債補正です。起債の目的欄中、広域水産物供給基盤整備事業から学校教育施設等整備事業まで、補正前の限度額6億8,320万円から3,710万円を減額し、補正後の限度額を6億4,610万円とするものです。

6ページをお願いします。

予算に関する説明書、歳入歳出予算事項別明細書であります。

1総括の歳入、及び次のページの歳出について、それぞれ1億4,404万6,000円の増額を行っております。

歳出の補正額の財源内訳ですが、国県支出金で1億1,782万9,000円、地方債で△の3,710万円、その他特定財源で94万1,000円、一般財源が6,237万6,000円となっております。

8ページをお願いします。

2歳入です。

款10地方交付税の目1地方交付税は、5,656万円を追加し、計は27億539万3,000円となります。

1つ飛んで、款14国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金、節3地域活性化・きめ細かな臨時交付金につきましては、国の平成21年度第2次補正予算において創設されたもので、公共施設または公用施設の建設または修繕に係る事業で実施計画を策定した地方公共団体に配分、交付されるものです。総務費のほか、土木費、商工費の事業に計7,434万1,000円が交付されます。総務費では、道の駅「なち」整備事業に充当いたします。

10ページをお願いします。

下の表の款15県支出金、項2県補助金、目1総務費補助金は、節4の地方バス等運行対策費補助金として38万2,000円を受け入れるもので、複数の市町村を経由するバス路線が補助の対象となり、本町では太田線が該当します。

次のページをお願いします。

中ほどの項3委託金、目1総務費委託金、節1統計調査費委託金35万7,000円の減額は、説明欄記載の4件の統計調査費の確定によるものです。

次の款16財産収入、目2利子及配当金は、那智の滝源流水資源保全事業基金の利息確定により、3,000円を追加するものです。

12ページをお願いします。

款17寄附金、目2総務費寄附金、節1那智の滝源流水資源保全事業基金寄附金として100万円、節3那智勝浦町まちづくり応援基金寄附金として5万円を追加させていただいております。

款18繰入金、目2減債基金繰入金につきましては、当初2億1,037万7,000円を取り崩す予定でありましたが、今回1億6,000万円を減額し、5,037万7,000円とするものであります。

次のページをお願いします。

款18繰入金、目1他会計繰入金、節1通所介護事業費特別会計繰入金は、11万2,000円の減

額となっています。詳しくは特別会計のほうで説明させていただきます。

款19繰越金、目1繰越金は、前年度繰越金として計1億5,901万円を計上しています。

次の款20諸収入、項3雑入、目1雑入は、市町村振興宝くじの収益金として680万7,000円が配分されました。

14ページをお願いします。

款21町債、項1町債の目2農林水産業債から目5教育債まで、事業費その他の調整により、計3,710万円の減額補正をお願いしますものです。

15ページをお願いします。

3歳出です。

款2総務費、項1総務管理費、目7企画費の節13委託料及び節15工事請負費につきましては、今年国の道の駅整備事業としてトイレ、駐車場等の整備がなされることから、それにあわせて、きめ細かな臨時交付金を活用し、現在の交流センター内に世界遺産関連の発信基地としての役割を持たせ、コンビニ跡地に農産物販売所を設置する計画で、今回駐車場の舗装、丹敷の湯横手の玄関整備、コンビニ跡の改修を予定しております。繰越事業となりますが、工事のほうは国の工事の状況を見ながらとなります。節19負担金補助及交付金50万円につきましては、町単独の地域活性化対策事業補助金で、各区が管理する施設等の改修、修繕等へ2分の1の補助をするもので、今回は口色川区が行う飲料水供給施設の整備として、取水管、送水管等の改修に対し補助を行うものであります。

次の目10町営バス運行費は、県補助金の受け入れによる財源内訳の変更です。

16ページをお願いします。

項5統計調査費、目1指定統計調査費35万7,000円の減額につきましては、統計調査事業費の確定によるものです。

20ページをお願いします。

下段の款12諸支出金、項2基金費、目5那智の滝源流水資源保全事業基金費、補正額100万3,000円は、寄附金及び利子を基金へ積み立てるものです。

次のページをお願いします。

目6那智勝浦町まちづくり応援基金費、補正額5万円につきましても、寄附金を基金に積み立てるものであります。

22ページに補正予算給与費明細書をつけさせていただいております。

総務課の関係は以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（森本昇夫君） 副課長藪本君。

○総務課副課長（藪本活英君） 選挙費関係について御説明申し上げます。

10ページをお願いいたします。

款14国庫支出金、項3委託金、目1総務費委託金、節4投票人名簿システム構築委託金185万6,000円の減額につきましては、昨年10月の第3回定例会におきまして御可決いただきました国民投票に向けての投票人名簿調製に係る電算システムを構築するための委託金534万円

に関してであります。その委託金のうち、システム改修に伴う運用テスト相当分185万6,000円については、国からの交付の関係上、22年度予算で交付をすることになるとの通知がありましたので、その額を減額させていただくものであります。

15ページをお願いいたします。

款2総務費、項4選挙費、目1選挙管理委員会費、節13委託料、185万6,000円の減額につきましては、歳入で御説明いたしましたように、歳入と同額を減額させていただくものであります。

なお、減額させていただいた分につきましては、平成22年度の当初予算に歳入歳出とも同額を計上させていただいております。

以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（森本昇夫君） 住民課長寺本君。

○住民課長（寺本資久君） 住民課の関係について御説明させていただきます。

8ページをお願いします。

歳入で、中ほどの款14国庫支出金、目1民生費国庫負担金、節9保険基盤安定負担金85万円につきましては、国民健康保険税に係る低所得者への軽減措置に係る保険者支援分として国から2分の1の交付を受けております国民健康保険基盤安定負担金の交付決定によりまして、差額分を一般会計で受け入れするものでございます。

次に、10ページをお願いします。

同じく、中ほどの款15県支出金、目2民生費負担金、節8保険基盤安定負担金30万円につきましても、国と同様、国民健康保険税に係る低所得者への軽減措置に係る軽減分、それに保険者支援分として県から交付を受けております国民健康保険基盤安定負担金の交付決定によりまして、差額分を一般会計で受け入れするものでございます。

16ページをお願いします。

歳出です。

款3民生費、目1社会福祉総務費、節28繰出金6,071万3,000円につきましては、国民健康保険事業費特別会計へ繰り出しするものでございます。

次の17ページの款4衛生費、目5健康増進費、節28繰出金17万8,000円につきましては、老人保健事業費特別会計へ繰り出しするものでございます。

住民課の関係は以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（森本昇夫君） 福祉課長福居君。

○福祉課長（福居和之君） 福祉課の関係について御説明申し上げます。

8ページをお願いします。

歳入でございます。

款14国庫支出金、目2民生費国庫補助金、節10子ども手当準備事業費補助金、補正額304万円は、平成22年度からの子ども手当の円滑な実施を図るため、国の21年度第2次補正予算においてその準備のための市町村における臨時的な経費となる電算システム改修経費につき補助さ

れるものでございます。

10ページをお願いします。

款15、目2民生費補助金、節34第三子以降に係る保育料助成事業費補助金、補正額108万8,000円につきましては、満18歳以下の子供を3人以上扶養しており、かつ3人目以降の満3歳未満の子供が保育所に入所している児童の保育料の無料化についての県の半額補助でございます。

11ページをお願いします。

目3衛生費補助金、節5新型インフルエンザワクチン接種費補助金354万6,000円の減額につきましては、新型インフルエンザワクチン接種の実費負担に係る費用軽減事業といたしまして、優先接種対象者のうち生活保護世帯及び住民税非課税世帯に属する者に対し、新型インフルエンザワクチン接種に係る個人負担金を助成してまいりましたが、ワクチン供給を待っている間に罹患したために接種する必要性がなくなったこと、医療機関への供給がスムーズにいかず、希望する時期に接種できなかつたため、また接種後の副反応を心配して接種しなかつた者が多かつた等、申請者が少なかつたための減額でございます。

16ページをお願いします。

歳出でございます。

款3民生費、目1社会福祉総務費、節3職員手当等、補正額66万8,000円につきましては、障害者福祉業務に係る会計検査による調書並びに資料作成のため超過勤務しました手当でございまして、職員手当の不足分をお願いするものでございます。

目3老人福祉費、節23償還金利子及割引料、補正額7万5,000円につきましては、平成20年度低所得者利用者負担対策事業補助金の確定による県支出金の返納金でございます。実績ゼロということで返納ということでございます。目3、節28繰出金、252万8,000円の減額につきましては、介護保険事業費特別会計の認定調査費に係る事務費減に伴い、繰出金を減額するものでございます。

目7障害福祉費、節13委託料178万5,000円につきましては、障害者福祉システムの平成22年度4月制度改正に伴う改修費でございます。節23償還金利子及割引料、補正額263万9,000円につきましては、平成20年度障害者医療費補助金、障害者自立支援給付費負担金、地域生活支援事業費等補助金、障害者自立支援特別対策事業費補助金精算に係る国及び県への返納金でございます。

17ページをお願いします。

目2児童措置費、節13委託料304万円につきましては、歳入で御説明いたしました平成22年度からの子ども手当の円滑な実施を図るため、その準備のための電算システム改修費でございます。

款4衛生費、項1保健衛生費、目2予防費、節13委託料580万9,000円の減額につきましては、季節性インフルエンザの高齢者個別接種が、当初3,500人を予定しておりましたが、新型インフルエンザワクチンを製造するに当たりまして、季節性インフルエンザの製造量が大幅に

減り、毎年実施している季節性インフルエンザワクチンを希望しましたが接種できなかったため、670名分を減額するものでございます。また、新型インフルエンザワクチンの優先接種対象者においても、先ほど歳入で御説明しましたとおり、接種対象者の申請減により減額するものでございます。節19負担金補助及交付金115万8,000円の減額につきましては、新型インフルエンザ予防接種優先接種者のうち集団接種等により立てかえ払いをした方に対し、償還払いにより助成するものでございますが、ワクチン供給を待っている間に罹患したために接種する必要がなくなった等、先ほどと同様に接種者減による減額でございます。当初、対象者250名の2回分、延べ500名分を見込んでおりましたが、延べ120名ぐらいになる見込みでございます。

福祉課の関係は以上でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（森本昇夫君） 産業課長瀧本君。

○産業課長（瀧本雄之君） 産業課関係について御説明申し上げます。

まず、9ページのほうをお願いいたします。

歳入。款14国庫支出金、9ページ一番下になります、目9商工費国庫補助金900万円、節3地域活性化・きめ細かな臨時交付金をいただきまして、説明欄記載のにぎわい広場駐車場整備事業450万円、海浜公園整備事業450万円の財源として受け入れます。

続きまして、次のページ、11ページをお願いいたします。

款15県支出金、目4農林水産業費補助金30万円、節17藻場回復推進事業費補助金、これは水産振興会に委託しております藻場回復推進事業の委託金を県のほうから補助金として受け入れるものであります。

次、歳出になります。

17ページお願いいたします。17ページ一番下になります。

款5農林水産業費、項1農業費、目5那智駅交流センター管理費、補正額55万円、節7賃金55万円、これにつきましては、臨時雇い賃金、現在6名雇用しておりますが、そのうち2名退職を迎えることになりました。その退職に関する退職金の額でございます。退職金として不足してまいりますので、補正をお願いするものであります。

次のページをお願いいたします。

目2水産振興費、節13委託料30万円、藻場回復推進事業委託、これは県の補助を受けまして、那智地先と勝浦地先に藻場回復としてプレートに海藻を植え込んだやつを、それを沿岸の岩場に張りつける事業でございます。20年度に実施しましたのが宇久井地先と那智地先で実施いたしました。その結果、那智地先についてはある程度よかったということで、21年度についてもこれを実施したいということで補正をお願いするものであります。

続きまして、目3広域漁港整備事業費、節19負担金補助及交付金300万円、これは現在勝浦漁港で行っております勝浦地区広域漁港整備事業負担金としてお願いするものであります。この増額につきましては、浄化槽と受電設備等の工事に余分に、非常に地盤が悪く、穴を掘って崩れるのが数回起こったということでございます。それで、県のほうからこのような1,000万円、うちの負担金300万円が増額を要求されたものであります。

款6商工費、項2観光費、目2観光振興費、節15工事請負費600万円、これはにぎわい広場駐車場整備事業といたしまして、現在足湯、鮪の湯の土地のことですが、ここを整備したいと。入り口付近は足湯を垂れ流しておる関係でべとべとし、真ん中から後ろについては土になっておりますので粉じん等上がるという苦情もございます。それを舗装、また側溝等の工事を行いたいというものであります。

目3公園費、節15工事請負費600万円、海浜公園事業、これにつきましては、今年の台風の影響によりましてテント等がすべて吹き飛ばされております。そのうち3つのテントの分の張りかえ、並びにバースハウスのドア等もかなり重くなったりしておりますので、その修繕、改修に充てたいという補正予算であります。この2つとも繰り越しをお願いする事業であります。

産業課関係は以上であります。よろしくお願いたします。

○議長（森本昇夫君） 建設課長塩地君。

○建設課長（塩地勇夫君） 建設課の関係について御説明をさせていただきます。

9ページをお願いします。

歳入でございます。

款14国庫支出金、項2国庫補助金、目6土木費国庫補助金、節2地域活性化・きめ細かな臨時交付金3,534万1,000円は、説明欄記載の道路新設改良事業の補助金を受け入れるものであります。節3地域活性化・公共投資臨時交付金957万8,000円は、説明欄記載の橋梁新設改良事業の補助金を受け入れるものであります。それぞれの内容につきましては、歳出で説明をさせていただきます。

次に、15ページをお願いします。

款2総務費、項1総務管理費、目9地籍調査費、節13委託料181万円の減額につきましては、説明欄記載の地籍調査業務委託であります。事業費の確定による減額であります。

次に、18ページをお願いします。

款7土木費、項2道路橋梁費、目2道路新設改良費、節13委託料600万円の減額につきましては、説明欄記載の測量業務委託であります。これにつきましては、那智勝浦道路天満市屋間の工事用道路に伴う用地測量業務でありましたが、一部用地承諾が得られないところがあり、業務執行が困難なため、減額するものであります。節15工事請負費3,900万円は、説明欄記載の高津気線舗装工事から19ページの朝日3号線ほか側溝改修工事の6件の工事を予定しております。工事種別は、道路舗装工事1件、側溝改修工事5件でございます。各路線の延長等につきましては、説明欄記載のとおりでございます。

目4橋梁新設改良費につきましては、説明欄記載の財源内訳の変更であります。工事は、狗子ノ川橋改良工事であります。

建設課の関係につきましては以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（森本昇夫君） 消防長東君。

○消防長（東 正通君） 消防関係について御説明いたします。

9ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款14国庫支出金、目4消防費国庫補助金、補正額1,643万5,000円につきましては、高規格救急車整備事業として地域活性化・公共投資臨時交付金を受け入れるものであります。

次に、14ページをお願いいたします。

款21町債、目4消防債、補正額1,760万円の減額につきましては、先ほど説明いたしました高規格救急車整備事業が消防費国庫補助金として認められたため、消防防災施設整備事業債を減額するものであります。

次に、19ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款8消防費、目3消防施設費につきましては、先ほど説明いたしました国庫補助金の受け入れと、これによる町債の減額補正に伴う財源内訳の変更であります。

消防の関係は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（森本昇夫君） 教育次長亀井君。

○教育次長（亀井 徹君） 教育委員会の関係について御説明いたします。

9ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款14国庫支出金、項2国庫補助金、目5教育費国庫補助金、節3安全・安心な学校づくり交付金1,802万6,000円の補正予算でございますが、これは当初予算において勝浦小学校の現校舎の解体工事に係る補助金を計上いたしておりましたが、今回解体工事に係る補助率が3分の1から2分の1に引き上げられたため、その増額分を計上したものでございます。節5地域活性化・経済危機対策臨時交付金の75万2,000円の減額でございますが、これはこの臨時交付金を利用して小学校の外壁防水工事や小・中学校の火災報知機の配線取りかえ工事、さらには中学校の消火用貯水槽の取りかえ工事を実施するためのものでありましたが、今回この補助金の減額決定通知があったため、その分を減額するものでございます。

20ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款9教育費、項2小学校費、目1学校管理費、節15工事請負費96万6,000円の減額理由は、昨年の6月議会におきまして、町内小学校の改修工事費用として711万4,000円の補正予算を承認していただいて、工事を実施した結果、見込み額よりも少額で済んだために、その残高を今回減額するものでございます。

目3勝浦小学校施設整備事業費については、歳入でも御説明いたしました安全・安心な学校づくり交付金の額が増額されたことにより、その分に対する財源内訳を変更するものであります。

次の項3中学校費、目1学校管理費、節15工事請負費97万1,000円の減額でございますが、この分も小学校費と同様に昨年の6月補正により配分していただいた費用の中の243万6,000円

のうち不用額となった金額を減額するものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（森本昇夫君） 質疑を行います。

14番山縣君。

○14番（山縣弘明君） 1点お伺いいたします。

15ページ、歳出です。総務、総務管理費、企画費の15節工事請負費、道の駅「なち」整備事業について、済いません、もう一度、もう少し詳細も含めてお伺いしたいと思えます。

○議長（森本昇夫君） 総務課長橋爪君。

○参事（総務課長）（橋爪 健君） 今回の補正でございますが、先ほど申し上げましたように、国の事業が開始されることから、それに合わせて本町も実施するということであります。

国の道の駅の施設の概要でございますが、トイレと駐車場を今回整備していただく予定であります。トイレにつきましては、鉄筋コンクリートづくり平家の89.60平方メートル、それから駐車場につきましては、乗用車35台、大型車7台の予定でございます。そして、着工が5月ごろの予定と伺っております。完成につきましては、9月末か、秋ごろというふうに向っております。

そして、これにあわせて町の事業を実施するわけですが、町の事業につきましては、駐車場の整備ということで、これは交流センターの利用者につきましては町で駐車場を確保してほしいということでございましたので、29台分の舗装を予定しております。それから、丹敷の湯の裏側に、今駐車場から入る裏側の入り口があると思えますが、それにつきましては国が実施しますトイレからその裏の入り口まで渡り廊下を設置していただく予定にしております。その渡り廊下とその入り口をつなぐスロープでありますとかひさしでありますとか、そういうふうな工事を予定しております。それから、販売施設につきましては、コンビニ跡を改修する予定でありまして、それぞれの外装、内装の改修、面積が140平方メートルであります。

以上でございます。

○議長（森本昇夫君） 14番山縣君。

○14番（山縣弘明君） 以前、時期忘れましたが、この議場でデザインのイメージが配られたと思えますが、その当時のまま、変更は全体としてないのかどうかということ。

それから、世界遺産の情報発信機能というのが先ほどの御説明の中にもあったかと思えますが、その機能とかデザインというものはこの予算の中に含まれているのかどうかというところ。

それから、この道の駅「なち」というネーミングですが、これはもう決定事項、平仮名で書かれてありますけども、これは決定なのかどうかということ、以上3点、お伺いします。

○議長（森本昇夫君） 総務課長橋爪君。

○参事（総務課長）（橋爪 健君） イメージ図のデザインに変更がないのかということですが、以前に提出させていただいた図面、私ちょっとどういうものかわからないんですけど

も、最近といたしますか、その後変更されております。大きくは、その入り口の場所、以前は信号寄りであったと思います。それが少し宇久井寄りに変更されております。イメージに関しましては、変更点というのはそういうところだと思います。

それから、世界遺産関連の予算ということですが、今回のきめ細かな臨時交付金の配分額が示されておりましたが、その世界遺産の施設の実施に関しましては少し事業費が足りませんでしたものですから、6月補正ぐらいでお願いできたらというふうに考えておりましたが、このたびきめ細かな臨時交付金の増額が示されております。1,000万円余りの増額が示されておりますので、この最終日に補正予算、新たな補正予算としてお願いする予定でございます。

それから、「なち」という名前が決定しているのかということですが、道の駅「なち」という形で今後やっていきたいということでございます。

○議長（森本昇夫君） 14番山縣君。

○14番（山縣弘明君） 先ほどもお伺いした点、もう一度お伺いします。

世界遺産情報の発信基地としてのデザインについてですが、どのように検討されているのかということをお伺いいたします。

それと、「なち」という平仮名で表記される点について、若干の、これは個人的には違和感があるわけなんです、その点、検討をする必要があるのではないかなということをお伺いいたします。

あともう一点、ごめんなさい、既存の交流センターと、今回整備が提案されているコンビニ跡地との連携、どのように一つの融合性を持たせていくのかという点をお伺いいたします。

○議長（森本昇夫君） 総務課長橋爪君。

○参事（総務課長）（橋爪 健君） 1つ目の世界遺産の関連のデザインといたしますか、構想ということでございます。

まだ詳しくはこういうことというふうにはまだ決まっておりません。構想としましては、今の物産販売の場所に那智の世界遺産を紹介するパネルでありますとか映像関係をできたらなというふうなことで今考えております。それから、今の販売施設の中についても、休憩施設というようなことで予定をしております。

それから、平仮名は違和感ということですが、道の駅「なち」ということで今進んでおりますが、それにつきましては、今後検討ということは可能かと思いますが、状況を見ながら対処してまいりたいと思います。

それから、交流センターとコンビニ跡との連携ということですが、販売施設につきましては、コンビニ跡へ移す予定でありまして、それと交流センターにつきましては発信基地ということで、お互いに連携しながら、情報交換その他、道の駅施設全体がうまく機能できるような形で考えていきたいと思っております。

○議長（森本昇夫君） 1番左近君。

○1番（左近 誠君） ページ8ページの国庫支出金、民生費国庫補助金、子ども手当準備事業補

助金の304万円についてお尋ねいたします。

これは、たしか国会で、衆議院で審議されておったことだと思うんですけど、ことしから1万3,000円、2012年から2万6,000円というような話を聞いております。これは、実際の話、反対の多い中、民主党の、与党ですね、あれしたと思うんですけど、子供に、言うたら2万6,000円、22年度からやった場合、5兆円という財源が要るといふことまで言われております。こういった中で、これはどういうことでしょうか。ちょっともう一度詳しく説明お願いいたします。

○議長（森本昇夫君） 福祉課長福居君。

○福祉課長（福居和之君） 子ども手当に関してですけれども、現在3月2日付で衆議院のほうで子ども手当に関しまして可決しまして、今参議院のほうで審議中でございます。一応県のほうからも、要綱について検討中ではございますが、こういう予算を計上するように今のところなっております。

この304万円につきましては、22年度事業ということでございますので、4月からということになりますので、どうしてもシステム関係については3月中に、21年度の補正予算で国のほうで上げておりますので、今回上げさせてもらってるわけでございます。

そして、22年度は1万3,000円ですけれども、23年度におきましては、まだ法律もできておりません、2万6,000円については、これはまた、22年度中にまた国のほうで検討するというところでございます。

以上です。

○議長（森本昇夫君） 1番左近君。

○1番（左近 誠君） 1万3,000円、それについてやるということなんですけど、確かにこれ、もらうほうにしたらうれしいんですけど、そやけど将来子供に大きな、言うたら残すんじゃないかと。言うたら、これから2万6,000円も、言うてまだ認められて、まだ法案も出てませんけども、これからずっとこうした場合、子供はその当時もらったときはうれしいけど、最後に子供が負担せなあかんということなんで、私としては、これちょっと計上ということになっておりますけど、ちょっとおかしいんじゃないかと思いましたが。

○議長（森本昇夫君） 福祉課長福居君。

○福祉課長（福居和之君） これは国の法律なんで、うちのほうでちょっとどうにもなりませんので、国の言うとおりのほうは動いてるということでございます。

○議長（森本昇夫君） 1番左近君。

○1番（左近 誠君） 確かに国の法律ですけど、おかしいことはおかしいとこの場でちょっと言わせてもらいました。

以上です。

○議長（森本昇夫君） 3番中岩君。

○3番（中岩和子君） 1点お尋ねをいたします。

お金の使い方どうのこうのというんじゃないんですけど、8ページの地域活性化・きめ細か

な臨時交付金というのは、総務のほうでもありますし、土木費でもありますし、商工費でも使われてるんです。この臨時交付金についてちょっと説明をお願いできませんでしょうか。

○議長（森本昇夫君） 総務課長橋爪君。

○参事（総務課長）（橋爪 健君） このきめ細かな臨時交付金、先ほども予算のところで申し上げさせていただいたんですけど、この昨年の、21年度の第2次補正予算におきまして創設されたものでありまして、公共施設等の整備に交付していただけたというものであります。これについては、経済対策も含めて実施されるものであると思っております、市町村がこういうものをやりたい、こういうものをやりたいということで事業計画を出して実施するものであります。

交付額につきましては、国のほうから大方配分されます。これだけやりたいからこんだけくれというものではありません。配分された額の中で、市町村が今現在やりたい事業というものの計画を出して、今回実施させていただくものであります。

○議長（森本昇夫君） 3番中岩君。

○3番（中岩和子君） それでは、特に使途については制限があったりとか上限があったりするということはないんですか。

○議長（森本昇夫君） 総務課長橋爪君。

○参事（総務課長）（橋爪 健君） 全くないということではございません。地域のインフラの整備でありますとか公共施設の整備、ふだんやれないとこといいますか、市町村が必要なところを今回手厚く予算を配分いただいたということでもあります。

○議長（森本昇夫君） 3番中岩君。

○3番（中岩和子君） これ、臨時交付金なので、単年度の施策なんですか。

○議長（森本昇夫君） 総務課長橋爪君。

○参事（総務課長）（橋爪 健君） 恐らく単年度、この名称は単年度だと思います。ひょっとしたらまた違う名称で新たな交付金があるかもわかりませんが、きめ細かな分については今回1回きりだと思います。先ほども申し上げましたように、今回この予算の作成時にはなかったんですけど、追加配分がされております。これについては次の補正でお願いしたいと思います。

○議長（森本昇夫君） 12番東君。

○12番（東 信介君） 1点お聞きします。

ちょっと聞き逃したんやと思うんですけど、16ページの民生費の中の目7の障害福祉費、その中の節の13委託料について、ちょっともう一度説明をお願いします。

○議長（森本昇夫君） 福祉課長福居君。

○福祉課長（福居和之君） 178万5,000円の障害福祉費の委託料でございますけども、障害者の制度改正が4月からありまして、それにつきましてシステムの改修ということで、その分でございます。今回、これについては補助金がございますので、このまま上げさせてもらってます。

これにつきましては、低所得者の利用負担額の対応とか申請文面の対応、そして補装具利用

者負担関係の対応、契約情報の対応を改修するということでございます。

○議長（森本昇夫君） 12番東君。

○12番（東 信介君） これ、国の制度改正なのに国の支出金が出ないというのは、ちょっとほかの電算システム改修ではほとんど国から補助が出てるんですけど、この辺ちょっともう一度詳しくお願いします。

○議長（森本昇夫君） 福祉課長福居君。

○福祉課長（福居和之君） これ、今まで補助金はあったんですけど、今まで県のほうで基金がございまして、基金のうちで、今まで何年かで使いなさいという事業がありまして、既にもうちのほうは枠を既に使ってるということで、今回補助金が見つからないということでございます。

○議長（森本昇夫君） ほかに質疑ありませんか。

13番田中君。

○13番（田中 植君） 1点お尋ねいたします。

15ページの企画費、先ほどの工事請負費の中の道の駅の件ですが、先ほどの説明で、このコンビニ跡を農産物の販売所にするんだという説明であったと思います。国交省が今回トイレと駐車場をやっていただけるというふうなことだったと思うんですが、私、これ一般質問でも、また質疑でも、那智勝道路ができて、バイパスができて、那智駅は通過点になるということで、この道の駅に認定されたら、何かやはり魅力のあるもんを考えなければ、到底道の駅としての機能が半減するんじゃないかというふうなことを質疑させていただいたと思うんです。

コンビニ跡を農産物の販売所ということですが、できればこれ国交省の予算でやっていただいて、もともと交流センターについては、農林のほうの予算、補助金をいただいてスタート切ったところだと思うんですが、海産物も含めて販売できるような場所にしなくては、今後やはり道の駅としての機能が十分果たせないんじゃないかなというふうに私思うんです。魅力のあるもんにならないんじゃないかなということと、それはぜひ検討していただきたいと思うんですが。

それともう一点、これは条例でくくってあるんで難しいと言われれば難しいかもわかりませんが、入浴施設の料金が非常に高い。この問題についても、例えば道の駅へ寄って入浴していくかというふうな方がたくさんおられると思うんです。だけど、これ料金が、1人600円という料金は非常に高いんで、これはいろんな業者さんとの絡みもあるんだと思うんですが、やはり十分この問題についても検討していただいて、理解をしていただくということも、行政がやはり中でそういう相談とか話し合いをするということも必要なことじゃないかというふうに思うんです。まして、指定管理者に将来方向づけをするということであれば、特にこういうことをきちっとやはり行政が対応しておかないと、指定管理者にもしするとしても、管理者になられる方が非常に魅力がないんじゃないかなというふうに思います。だから、こういう点についても十分検討していただきたいと思うんです。

道の駅、海の駅、JRの駅というふうな3点セットがそろって、観光PRするにおいても、やはりこういうことをきちっと行政のほうで整理して、また町は関係者の方と相談してや

るべきやないかというふうに私思いますんで、ひとつそのあたりについてお答え願いたいと思います。

○議長（森本昇夫君） 総務課長橋爪君。

○参事（総務課長）（橋爪 健君） コンビニ跡へ農産物を予定しておりまして、魅力あるものというのでございます。

先ほども申し上げましたように、面積が約2倍、今の農産物販売所の約2倍ほどになります。そういうことで、農産物をさらにふやすということも必要ですし、今議員申されましたように、魅力あるもの、海産物を含めるんかどうするんかはまた内容を検討するとして、本当に魅力あるもの、那智山への入り口になるかと思いますが、皆さんに寄っていただけるような、そういうことを今後部内で協議してまいりたいと思います。

○議長（森本昇夫君） 産業課長瀧本君。

○産業課長（瀧本雄之君） 入浴の料金についてでございます。これは、あの施設建設させていただいたときから、民間の圧迫をならないようにということで、関係者とたびたび協議を重ねて現在の価格になったものと聞いております。

そしてもう一点、水産物云々のお話でございます。あそこについては、出発が農林水じゃなくて農のほうの出発でございました。その関係で農業を中心しております。ただし、那智漁協に、組合員に限り水産物はオーケーということには、今現在その運用をしておりますが、魚物を大々的に入れるとなると、やはり施設の整備、先ほどおっしゃられた等も考えなあきませんし、やはり食品安全衛生と申しましょか、傷みぐあい等々も、非常に野菜よりもリスクを伴うということがありまして、二の足を踏んでおるのが現状でございます。

○議長（森本昇夫君） 13番田中君。

○13番（田中 植君） その現状についてはよくわかるんですよ。だけど、先ほど私申し上げましたように、魅力ある施設として、やはり寄り道になってしまうというふうな状況にあるんで、そういうこともやはり検討せんと、検討して前向きにやはり対応していかんと、あの施設が道の駅としての機能を、また観光施設として対応できないんやないかということを訴えたんであって、だからそういうことを、入湯税についても確かに、だから条例でくくってああいう料金に設定したんですが、だけど先ほど私そこで申し上げましたように、一遍協議して、こういうふうな道の駅ということに、認定になるんで、ひとつ料金の問題についても皆さんと相談して対応してもらえんやろかというふうなことを、町長の公約の中に町民の皆さんと話し合いをするというて書いてあるやないですか。だから、そういうことをきちっとやっぱり行政が対応してもらわんと、物事というのは活性化になっていかんし、活力になっていかんと思うんで、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（森本昇夫君） 産業課長瀧本君。

○産業課長（瀧本雄之君） 入浴料等々、また部内で協議させていただいて、関係各位に投げかけることあるかもわかりませんが、先検討させていただきます。

○議長（森本昇夫君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第16号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

11時01分 休憩

11時12分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（森本昇夫君） 再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 議案第17号 平成21年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別会計補正予算（第4号）

○議長（森本昇夫君） 日程第6、議案第17号平成21年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

住民課長寺本君。

○住民課長（寺本資久君） 議案第17号平成21年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,271万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26億7,123万4,000円とするものでございます。

4ページをお願いします。

予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。

歳入、款8共同事業交付金から款12の諸収入までの歳入合計、補正額は7,271万4,000円でございます。

次の5ページは歳出で、款2保険給付費から款8の保険事業費まで、歳出合計の補正額は歳

入と同額の7271万4,000円で、補正額の財源の内訳ですが、特定財源その他で953万円、一般財源で6,318万4,000円となっております。

次に、6ページの歳入で、款8共同事業交付金、目1高額医療費共同事業交付金、補正額1,159万8,000円、次の目2保険財政共同安定化事業交付金、補正額、減額の206万8,000円につきましては、国保連合会からの交付金の増減でございます。

次、款10繰入金、目1一般会計繰入金、補正額6,071万3,000円のうち、節1保険基盤安定繰入金153万3,000円につきましては、低所得者に係る保険者の軽減措置に対する繰り入れで、一般会計で受け入れた国、県分、それに町の負担分が確定したことによるものでございます。節2その他一般会計繰入金5,918万円につきましては、今回の補正予算におきます一般財源を一般会計より繰り入れいただくものでございます。

次の7ページの款11繰越金、補正額17万1,000円は前年度繰越金。

款12の諸収入、目1雑入、補正額230万円につきましては、それぞれ実績により補正させていただいております。

8ページをお願いします。

歳出でございます。

款2の保険給付費、目1一般被保険者療養給付費から目5の審査手数料につきましては、それぞれ一般被保険者の医療費に増、また逆に退職被保険者の医療費関係につきまして減額が見込まれますので、補正をお願いしております。

項2の高額療養費、目1一般被保険者高額療養費、目2の退職被保険者等高額療養費につきましても、高額療養費にそれぞれ増減が見込まれますので、補正をお願いしております。

次の9ページの款7共同事業拠出金、目1高額医療費共同事業拠出金と次の目2の保険財政共同安定化事業拠出金につきましては、それぞれの拠出金が確定したことによりまして減額補正させていただいております。

次の款8の保健事業費、目1特定健康診査等事業費、節13委託料につきましては、受診者数等の確定によりまして、費用を見込みまして減額補正させていただいております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（森本昇夫君） 質疑を行います。

6番湊谷君。

○6番（湊谷幸三君） 1点お尋ねします。

6ページの歳入、繰入金のところでございますが、その他一般会計繰入金5,918万円についてでございますが、これは一般財源として繰り入れるということでございます。先ほどの補正でも出ておりましたが、この金額は、その医療費が上がってきたと、当初見込みより上がってきたということで、足らなくなって5,918万円を繰り入れるもんですか。これ、昨年の新宮市との合併の際に、際立って那智勝浦町は一般会計からの繰入金が多いと、県下の中で3番目だと。和歌山市、岩出市に次いで3番目だという資料もいただいております、そのことについても、やはりおかしいのではないかと。というのは、4割の方しかこの国民健康保険に加入していない

と、全町民の。そこへあとの6割の方の税金を突っ込むことがおかしいのではないかという議論もありましたので、この点についてもひとつ御説明願いたいと思います。

○議長（森本昇夫君） 住民課長寺本君。

○住民課長（寺本資久君） お答えいたします。

ただいま議員さんのほうから御指摘ありましたその他の一般会計繰入金につきましては、確かに保険者、住民の4割加入という中で一般財源をここに投入するという、こういった中ですが、原因としましては、今年度につきましては、先ほど少し補正のほうでもありましたように、一般被保険者の医療費の増が当初よりかなりふえてきた結果、こういうことになっております。

また、歳入歳出差し引き増減の中で、医療費の伸びに加えまして、昨年と比べますと、前期高齢者の交付金が、昨年度は計数に基づいてかなり金額が多かったんですが、今年度、21年度につきましては、かなりやはり計数の関係で削減、減少してきております。ですから、その2点がやはり大きな要因となっております。

先ほど御指摘ありました、合併協議会の中でも議論されてましたこの一般繰り入れにつきましては、その年度の基金の状況によりまして、一般から保険者に対する医療費の不足分を入れていただいておりますが、昨年の決算のように、逆に基準を下回るような結果が出ております。ですから、かなり大きな増減、年度によって大きな増減があらわれているのは現状でございますが、今後やはりその税等のこともまた改めて検討していかなければならないのではないかと思っております。

以上でございます。

○議長（森本昇夫君） 6番湊谷君。

○6番（湊谷幸三君） 先般開かれた国民健康保険の審議会というんですか、あの中でもこういう議論があったということもお聞きしておりますので、税の公平性ということの観点から、この辺もひとつ厳しく見積もって、一般会計から多額の繰入金が今後起こらないように、ひとつ御配慮願いたいと思います。

○議長（森本昇夫君） 住民課長寺本君。

○住民課長（寺本資久君） 今議員さんおっしゃられましたように、2月初めに国民健康保険運営協議会を開きまして、新年度の予算について審議いただいたわけですけど、その中で、この繰入金につきましても、昨年度の状況を説明する中では、少し先ほど触れましたように、基準を下回って大きく減額したというような状況でございます。基金条例もない中で、積み立てはちょっと行ってはおりませんが、年によっては大きく3億円近い、あるいは3億円を超えてるような年度もある中で、やはり一般会計に負担をかけるというところはかなりきついものがあると思います。また、言われましたように、やはり税の公平性というんですか、そういったことも含めまして、この繰り入れに及ぼす影響というのはちょっと大きいと思いますので、審議会の中で申しました、やはり20年度の初めに後期高齢者医療制度が入ったときに税の改正も行ってありますので、22年度につきましては、税改正後3カ年ということになりますので、新年度中に

はまた何らかの検討が必要であるということを協議会の中でも申しました。また、今後の、新年度に入りまして、その税等についても協議していかなければならないのではないかと考えております。

○議長（森本昇夫君） ほかに質疑ありませんか。

9番橋本君。

○9番（橋本謙二君） ただいまの関連でございますが、先ほど課長のほうからの御答弁で、国保運営協議会、それを開いてということでしたが、そのメンバーをお知らせください。

○議長（森本昇夫君） 住民課長寺本君。

○住民課長（寺本資久君） メンバーということは、お名前の……。

〔9番橋本謙二君「メンバーというのは、固有名詞ではなく、その人の選んできた出身母体とか、あるいは団体とかという、そういう意味でございます」と呼ぶ〕

申しわけございません。基本的に9名ございます。被保険者代表として、いわゆる一般の国民健康保険の加入してる被保険者、それ3名、それから医師・薬剤師代表の方で3名、それと公益代表といいますか、そういった方で、公益、公の益ですけど、公益代表という方から3名を選んで、合計9名、それぞれその範囲から選んでおります。

ただ、一般被保険者代表につきましては、1名、議員さんになられました曾根議員さんおられる関係で、今1名欠員になっております。会議のほうはその中で開催させていただいております。

以上でございます。

○議長（森本昇夫君） 9番橋本君。

○9番（橋本謙二君） 被保険者の代表の方、それから医師・薬剤師3名、これ3名様。公益といいますと、どのように理解していいですか、公益代表ということになりますと、どういう方が出てこられておるのか。

こういった中で審議されていくんですが、そういった中で、それぞれ自分の立場というのはあるかと思うんです。そこで、今、先ほども出ておりましたように、合併協議会も出ましたように、うちが特に負担が多い、去年は7,505万円ぐらいやったかな、それぐらい金額が上がってましたね、県内で3番目というふうに。そういう持ち出しがあって初めて保険料が決まっていく、安くなっていく。その辺がこれからの問題点になろう。財政の厳しい中で、4割の人のために全体の税金をつぎ込むということは公平上問題がある。そのもとになる、被保険者が3人、医師・薬剤師3人、あと公益3人、この公益の立場の人をもう少し詳しくお願いいたします。

○議長（森本昇夫君） 住民課長寺本君。

○住民課長（寺本資久君） 公益代表といいますのは、3名ですけど、一応本町でいろんな役職等も持たれておられる、いわゆるこれは非常勤の特別職の関係だと思っておりますけど、そういった方の中から3名ということで来ております。自身の役職というんですか、公職といった場合も

ございますけど、一応当町の非常勤の特別職でなられてる方、あるいはまた自身の、地方公共団体ではないんですけど、それに準ずるような公益の方ということで選んでおります。最近ではちょっとか変わってないんですけど、来ております。

それと、先ほどの合併協議会の話じゃないんですが、やはり単独の持ち出し分が多いということです。確かに本来費用負担ということでは、被保険者には、税の公平性というものから見ると、やはり公費持ち分というんですか、以外はやはり被保険者で持つべきものだと考えますが、医療費の伸びが物すごい高騰、増減あるんですが、高騰してる中で、先ほど言いましたように、できれば改正後3カ年という経過がたちますんで、22年度中にやはり何らか方針というんですか、少しでも基準内の繰り入れになるように、改正も含めまして検討が必要ではないかと考えております。

○議長（森本昇夫君） 9番橋本君。

○9番（橋本謙二君） 御説明すべて納得してるわけでございませぬけれども、これ22年度中に考慮していくというお言葉がありましたんで、何も合併したから、しないからということ言っているわけではございませぬので、財政厳しいときには、さらに財政を切り詰めるところは切り詰めて、そしてまた税の公平な負担をしていただくと、そういう立場から、この点につきまして、安易に持ち出すことがないようにしっかり検討してもらいたいと思います。

また、先ほどの審議委員会のほうですけども、こちらのほうもきちんと整理してやっていただき。公平・公正な任用をお願いしたいと、こう思います。

○議長（森本昇夫君） 住民課長寺本君。

○住民課長（寺本資久君） 今1名、協議会の委員ですけど、1名欠員しておりますけど、一応私も何のあれなく、公平な立場で選任、欠員が生じたときには選任しておりますんで、そういったものを考慮しながら、欠員の分は補充していきたいと考えております。

また、先ほど来、22年度中の検討ということをおっしゃっていただきましたけど、これは審議会の中でも、やはり新年度で3カ年を迎えるという中で、税の改正には踏み込んでおらないということをおっしゃったんですが、やはり言われましたように、財政的に厳しい折でございます。少しの経費でも節減する中で、こういったものが大きく一般会計に負担かけているという状況は承知しておりますので、十分検討して新年度対応していきたいなと、このように思っております。

○議長（森本昇夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第17号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 議案第18号 平成21年度那智勝浦町老人保健事業費特別会計補正予算（第2号）

○議長（森本昇夫君） 日程第7、議案第18号平成21年度那智勝浦町老人保健事業費特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

住民課長寺本君。

○住民課長（寺本資久君） 議案第18号平成21年度那智勝浦町老人保健事業費特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ17万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ466万3,000円とするものでございます。

4ページをお願いします。

予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。

1総括で、歳入は、款4繰入金、補正額17万8,000円、次のページの歳出は、款1総務費で、補正額17万8,000円、これにつきましては一般財源でございます。

次の6ページをお願いします。

2歳入で、款4繰入金、目1一般会計繰入金、補正額17万8,000円につきましては、歳出の費用に対する一般会計からの繰入金でございます。

次のページをお願いします。3の歳出でございます。

款1総務費、目1一般管理費、節13委託料17万8,000円につきましては、国保連合会へ第三者行為に係る損害賠償求償事務委託料の支払いが生じたので、補正をお願いするものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いします。

○議長（森本昇夫君） 質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第18号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 議案第19号 平成21年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計補正予算（第3号）

○議長（森本昇夫君） 日程第8、議案第19号平成21年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

福祉課長福居君。

○福祉課長（福居和之君） 議案第19号について御説明申し上げます。

議案第19号平成21年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計補正予算（第3号）。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ252万8,000円を減額し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ15億6,483万2,000円とするものでございます。

2ページをお願いします。

第1表歳入歳出予算補正でございますが、歳入合計、補正前の額15億6,736万円、補正額252万8,000円減、計15億6,483万2,000円でございます。

歳入歳出合計とも同額でございます。

6ページをお願いします。

歳入でございます。

款7繰入金、項1一般会計繰入金、節2その他一般会計繰入金、補正額252万8,000円の減につきましては、認定調査費に係る事務費減に伴い繰入金を減額するものでございます。

7ページをお願いします。

歳出でございます。

款1総務費、目1一般管理費、節3職員手当等31万2,000円につきましては、要介護認定調査、会計検査に係る超過勤務手当でございますが、1月以降208時間分の不足が生じるため、お願いするものでございます。

項3認定調査費、補正額285万6,000円の減額につきましては、臨時職員1名未雇用による実績見込みでございます。認定調査は、現在保健師と臨時職員1名で行っておりますが、調査件

数が多く、臨時職員2名分の予算を計上しておりましたが、資格等の関係で見つからないのが現状であります。

次に、款2保険給付費、目1高額医療合算介護サービス費、節19負担金補助及交付金、補正額1万6,000円の増額につきましては、介護保険及び医療保険の自己負担額を合算して年間の限度額を超えた場合に申請して認められると、高額医療合算介護サービス費として超えた額を支給されるものでございまして、介護と国保の3名分の実績見込みによるものでございます。

以上でございます。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（森本昇夫君） 質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第19号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 議案第20号 平成21年度那智勝浦町通所介護事業費特別会計補正予算（第1号）

○議長（森本昇夫君） 日程第9、議案第20号平成21年度那智勝浦町通所介護事業費特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

福祉課長福居君。

○福祉課長（福居和之君） 議案第20号について御説明申し上げます。

議案第20号平成21年度那智勝浦町通所介護事業費特別会計補正予算（第1号）。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ11万2,000円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ1,368万7,000円とするものでございます。

2ページをお願いします。

第1表歳入歳出予算補正でございますが、歳入合計、補正前の額1,357万5,000円、補正額

11万2,000円、計1,368万7,000円でございます。歳入歳出合計とも同額でございます。

6ページをお願いします。

歳入でございます。

款2諸収入、節1雑入11万2,000円でございますが、平成18年度4月から指定管理者制度により社会福祉法人紀友会に委託しておりますデイサービスセンターゆうゆうから施設維持協力金として260万円の納入をいただいておりますが、平成21年度の産業課の農地有効利用支援整備事業による庄排水路改修工事に伴いまして、地元負担金として当町のほうへ分担金を求められ、排水施設自体町の施設でございますので、当町が割り当て分担金を全額持つべきでございますが、ゆうゆうのほうへ、日好荘ですけれども、そのほうへ御協力をお願いしたところ、町持ち分の半額である11万2,000円について御協力いただくことになっております。

なお、事業費の明細は、総事業費が148万7,000円、国の補助金が81万6,000円、町補助金が33万5,000円、町福祉課負担金、通所の負担分が11万2,000円、紀友会が11万2,000円、庄区が11万2,000円となっております。

7ページをお願いします。

歳出でございます。

款2諸支出金、項1繰出金、目1一般会計繰出金、節1繰出金、補正額11万2,000円の減につきましては、歳入で御説明申し上げました農地有効利用支援整備事業に係る町負担分を一般会計繰出金を減額して歳出に充てるものでございます。

款3総務費、項1施設管理費、目1一般管理費、節19負担金補助及交付金、補正額22万4,000円につきましては、歳入で御説明申し上げました庄排水路改修工事に伴う町とゆうゆう分の受益者負担分でございます。

以上でございます。どうぞよろしくをお願いします。

○議長（森本昇夫君） 質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第20号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

休憩いたします。

再開13時30分。

~~~~~ ○ ~~~~~

11時44分 休憩

13時29分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（森本昇夫君） 再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10 議案第21号 新宮周辺広域市町村圏事務組合同規約の変更について

○議長（森本昇夫君） 日程第10、議案第21号新宮周辺広域市町村圏事務組合同規約の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長橋爪君。

○参事（総務課長）（橋爪 健君） 議案第21号について御説明申し上げます。

次のページをお願いします。

新宮周辺広域市町村圏事務組合同規約の一部を改正する規約。

新宮周辺広域市町村圏事務組合同規約（昭和45年指令地第1287号）の一部を次のように改正する。

今回の改正は、広域圏事務組合同規約第11条組合の経費の支弁の方法についての改正でございまして、市町村負担に係る関係規定2件の改正となっています。

1つは、事務組合同規約第11条第2項第2号、新宮広域圏公設地方卸売市場事業に要する経費の市町村負担割合の改正でございます。

市場事業会計につきましては、公設市場建設費の地方債償還が平成21年度で終了するため、この償還に係る市町村負担金がなくなります。これに伴い、今回同特別会計の財政計画の見直しがありまして、入場業者の経営を支援として、市場使用料の2分の1を減免することとなりました。この減免分の相当額を市町村負担とするものでありまして、その負担に係る規定と負担割合を、新宮市85、町村を15に改正するというものであります。この負担割合についてであります。これまでの地方債償還の2分の1を新宮市と町村がそれぞれ80対20、また残りの2分の1を90対10と負担しておりましたが、これを案分した割合で85対15として、これまでと同じ割合になります。

改正部分の新旧対照表において御説明申し上げます。新旧対照表をお願いいたします。

第11条第2項第2号の9ただし書き以降、「ただし、地方債の元利償還金に要する経費のうち100分の50に当たる経費については」を新たに「なお、別途負担金として、市場使用料減免相当額の100分の50については」と改め、新宮市の負担を「100分の90」から新しく「100分の

85」に、また町村の負担を「100分の10」から「100分の15」に改めるというものであります。

なお、この変更も加味いたしました市場事業への負担金は、前年度に比べ若干減少となる見込みでございます。

もう一つは、同じく第11条に係る別表1と別表2の備考、事務組合の一般会計と市場特別会計の市町村負担金算出に係る基準日の改正であります。

算出基礎となる人口割並びに市場利用割の人口、買い受け人の基準日が、現行では「12月1日」となっています。このため、各市町村の予算編成に伴う負担金の提示が遅くなってしまっていました。今回、その予算編成に早く提示ができるよう、基準日を「10月1日」に改正するというものでございます。

なお、附則としまして、この規約は平成22年4月1日から施行するというものです。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（森本昇夫君） 質疑を行います。

9番橋本君。

○9番（橋本謙二君） お尋ねをいたします。

広域圏になりますと、議長と町長が、当広域圏でございますが、議員として出られます。議長は大体2年でかわってしまいますので、最初はこちらは、6月定例あるいは7月7日からでしたか、任期が始まるということで、広域圏出ますと、向こうの決算から初めてタッチすることになる。そして、決算、予算、決算、予算、それを通しますと、通常であれば4回でもう自分の任期中の会議が終わってしまうというところがありまして、ただいま出ておられます議長さんにしても、町長さんにしても、これ大変かと思えます。

また、うちの場合は、町長が、慣例というてはあれですけども、選ばれていくのは議長になる。そうすると、議長と町長が議員に出ておりましたも、議場で議員として発言するのは議長お一人ということになりまして、今までのことと大変変わってくるんで。

そしてまた、幹事会のほうは総務課長さん、財政担当が出るんですけど、うちの場合もかわられたということで、最初の、私が行ってきた時分と若干変わることはありますけれども、それはそれといたしまして、これがこう変わってくるとうちにとってどのような影響が出るか。負担金にしてみれば、多少は先ほど減りますけど、570万円ぐらいでしたか、多少減りますけれども、これやるとどういふ影響が出てくるんかっていうことをお聞かせいただきたい。

そして、これ2分の1減免ということになりましたけれども、広域では全協でよくやりますので議事録残らないことが多い。議事録も、なかなか請求しないと手元へ戻らないということがあるんですが、そういった中で、私が行ってるときの一つの改善策というのが、3年間の地代、家賃、つまり使用料を減免する、そしてまた先ほどありました公債費、大体2,000万円弱、そのうちの900万円をこれに充てると、こういうふうなことで決着を図ったと、私はそう手元にありますし、そのような理解をいたしております。当然そのときには、卸売業者、青果と水産があるわけで、その整合性ということもございましたけれども、その点につきましてもお尋ねをいたしたい。

減免というのは丸々か、あるいは半分かということもありますけども、私はそのときには減免は丸々減免と、丸々3年間は減ずるというふうに理解しておりましたが、その点につきましてもお尋ねしたいと、こう思います。

○議長（森本昇夫君） 総務課長橋爪君。

○参事（総務課長）（橋爪 健君） この今回の制度に関する影響はということでございますが、今回に至りました背景につきましては、この財政計画の見直し、以前から、平成20年ごろからやってたということでありまして、船井総研というコンサル会社が入っております、いろいろ経営改善のアドバイスもあったということでございます。

その関係で、昨年水産物に関しましては、水産会社2社が合併して、その後、その指導のもと、経営改善も進んでいるということも伺っております。取扱高についても、若干増加傾向にあるということでありまして、今後引き続き支援が必要ということで今回の措置となったものでございます。

それから、3年間ということでございますが、幹事会におきましても3年間ということの話し合いもされております。議会におきましても3年間というようなことで発言もあったかと思っております。そういうことで、各市町村の認識としましては、3年間減免、市場使用料の減免、これは今全額減免というふうになっております。今までは半額の減免でありましたが、今回の措置によって3年間は全額減免ということとなっております。

いずれにしても、新宮地方卸売市場の経営といいますか、この地域にとって必要ということでこういう措置をとったものでございますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（森本昇夫君） 9番橋本君。

○9番（橋本謙二君） 2分の1減免、そういうことが、町長が出ておられたときに多分それがあつたと思うんですが、それを含めて、今回その残りの2分の1減免ということで、全部が減免されると、全額3年間減免と、こういう御説明だったと思うが、それでよろしいですね。

そのような減免措置をしていくわけでございますけれども、これやっぱり幹事会の、総務課長さんもかわられて新しくなった、町長も議長もそうなんですけども、そんな中で、今までやってきたことについて、恐らく手元に資料があると思うんですけども、今まで無理に無理をしてきたことの中には、売上げを逆算して考えていく、平成5年ごろまでには20億円前後あつたんですけども、一番少ないとき、一昨年ぐらいは6億2,000万円ぐらいまでに減っていきました。そんな中で、これから8億円売れるということで進めてきたわけでございますが、そういった恣意的なことではなしに、本当のやっぱり売上げできる可能な額をもう一遍きちっとして、これを組み入れていただきませんか、いずれまた売上げが伸びない、経費がかかる、そして3年間の減免がまたもとへ戻る、また延長するということになりかねませんので、その点につきましてどのようにお考えでしょうか。

○議長（森本昇夫君） 総務課長橋爪君。

○参事（総務課長）（橋爪 健君） 以前に計画が出されております。24年ぐらいまでだったかと

思うんですが、計画を出されております。ほんで、平成21年度の計画が多分6億7,000万円ぐらいだったかと思うんですけども、今の見込みでいきますと、それを若干上回るといふふうに伺っております。先ほど申し上げましたように、今でも引き続きその船井総研のアドバイスをいただきながらやっておるということで、3年後ぐらいには8億円を目標に運営していくというようなことが出されております。

ぜひこれからも幹事会なり通じて、その辺をしっかりと見詰めていきたいと思っております。

○議長（森本昇夫君） 9番橋本君。

○9番（橋本謙二君） 本来、市場には条例がございまして、それにのっとってやればこういうことが起こらなかったはずでございます。そういったことで、これはお願いしたいことでございますけれども、やはり条例の遵守っていうことはきちっとしてもらいたい。この条例につきまして、意見書といいますか、決議もしてまいりました。その中には、この条例の9条に規定された保証金の追加預託、これがありながらできていない。それは、保証金を積んで、具体的に500万円ですけど、500万円を積まなければ営業を開始できない。もし取り崩した場合には、管理者の指定する期間内に積み戻すということがあっても、それはなされませんでした。使用料等も、これ払わなきゃならないということでございますが、これ68条ですけども、それもできなかった。71条には規定された報告及び検査を徹底、これもできなかった。72条には規定された改善措置命令や、73条には規定された監督処分とあるんですが、こういった幾つもある健全化に対する条例がすべてできてこなかった。恐らくこれは強硬に出られないということには、最初の市場をつくったときのいろんなこともあるんでしょうけども、歴代管理者はそういうことをやってきませんでした。今度新たに債務負担行為を起こして、水産が借入れを起こして、3年間据え置きですけども、それによって使用料、水光熱、それを払ってまいりまして、今残ったものはありませんけれども、またそういうことが起こり得る可能性がある。したがって、今申し上げましたような、御存じかと思うんですけども、条例の遵守ということをしっかりやってもらいたいと思います。一時は9,300万円ぐらいの特別会計の中で6,500万円まで一借をふやしました。夕張のようでございます、70%。今はもう早期健全化のほうにひっかかりますんで、それがもとで今回こういうような措置をなったわけですけども、そういうことにならないように条例を守っていただきたい。

2つ目で、やっぱり売上高8億円で簡単に言いますけども、なかなかいきにくい。20億円前後あったのが6億3,000万円まで下がったっていうのは、その大規模店舗ができて流通の形態が変わったからそうなったんだろうと思うんですけど、ここら辺についてもきちっとチェックしてもらいたいと思います。

また、仕入れ原価も、今87.5、それはもっと低かったんですけども、仲卸業者、それが合併したもんで、その分が加わってくる。87.5、仕入れ原価、逆に言いましたら、粗利が12.5でございますんで、ここもやっぱりきちっとしてもらわんといけない。

そしてまた、この再建計画の中には、魚商受け入れ手形っていうのが300万円ございます。毎年300万円、これ何かをいいますと、売掛金ですよ。売掛金の個別にやるからこういうこと

になった。大体買い掛けが2,300万円ぐらい、売り掛けは1億2,000万円ぐらい、5倍も6倍もの売り掛けとなる。船井総研の説明では、季節性といいましたけども、そうではないんです、これ。売り掛けの焦げつきがある。だから、毎年300万円魚商から受け取るということもきちんと、手元にあるんでしょけど、やってもらいたい。

そして、何よりも損益分岐点のほうを重視してもらって、幹事会なり、あるいは議会のほうで絶えずチェックしていただきたい。ただ、この広域の議会というのは、2人議員で出たいて、向こうは多数決です、持ち分の多いところも少ないところも。少ないところは影響が少ないんで管理者に反対はしにくい、きつこと言いにくいということがありますんで、一たん向こうで決めてきますと、負担金としてこれはうちで持たざるを得ないということもございしますので、その点についてももしっかり幹事会のほうでも議会のほうでもやっていただきたい、こう思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（森本昇夫君） 総務課長橋爪君。

○参事（総務課長）（橋爪 健君） 今言っていたように、去年からの経営支援によりまして、今未納金、もうなくなっております。今後も引き続き、事務組合を通じてなり、チェックのほうをやっていきたいと思ひます。

○議長（森本昇夫君） 私もこの議会に出席しておりますんで、十分気をつけて、気配りしながらやっていきたいと、かように思ひますんで、お願ひしときます。

ほかにございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第21号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11 議案第22号 那智勝浦町分課設置条例の一部を改正する条例

○議長（森本昇夫君） 日程第11、議案第22号那智勝浦町分課設置条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長橋爪君。

○参事（総務課長）（橋爪 健君） 議案第22号について御説明申し上げます。

次のページをお願いいたします。

那智勝浦町分課設置条例の一部を改正する条例。

那智勝浦町分課設置条例（平成17年条例第26号）の一部を次のように改正する。

第1条第5号及び第2条第5号中「産業課」を「観光産業課」に改める。

今回の改正につきましては、平成18年の課の統合以来、観光関係者から、大きな観光地でありながら観光という名称の課がない、何とか復活してもらえないかという要望をいただいております。また、県外のお客様からの電話でも、どこへかけてよいかわからなかったというような声もありました。観光PRする上で、ポスターやパンフレット、職員の名刺等に観光の文字が入ることは、那智勝浦町における観光の位置づけが明確になり、観光地としてのイメージアップにつながるものとして課の名称を変更するものであります。

附則として、この条例は平成22年4月1日から施行するというものです。どうかよろしくお願いたします。

○議長（森本昇夫君） 質疑を行います。

6番湊谷君。

○6番（湊谷幸三君） お尋ねします。

産業課を観光産業課に改めるということですが、これすつと見ますとわかりにくいんですよね、あとの農林水産商工というのはどこへ行ったのかなと。「観光産業」という課かなと、そういう勘違いも起こると思うんです。同じやるなら、「観光課」、あえて「産業課」ではよくわかりますけど、ただ、ここへ、前へ観光をつけたからといって、よそから来た人あるいは町民の方も、やはり観光産業課というたら観光のことばかりやるのかなと、そういう勘違いもすると思うんですが、この辺についてどうお考えですか。

○議長（森本昇夫君） 総務課長橋爪君。

○参事（総務課長）（橋爪 健君） 今おっしゃられたように、確かに観光産業課というと観光産業みたいに思われがちであります。ニュアンスを、「観光産業」というんじゃないし、「観光、産業課」というように1つワンクッション置いて今後やっていければと思います。

勘違いされないように大いにPRしていきたいと思えます。農林、水産、商工その他の団体にも御了解いただいているということで、今回提出させていただいたものであります。どうかよろしくお願いたします。

○議長（森本昇夫君） 6番湊谷君。

○6番（湊谷幸三君） よくぼつ入れるところありますね、「観光・産業課」と。こうしたら勘違いも少しはなくなるんかと思いますが。

観光産業課ということで、観光ということを前面に出してきたと。これは当初予算を見ればわかることなんです、この観光課は、今観光係というのは3人おりましたね。これを4人と

か5人にするつもりですか。

○議長（森本昇夫君） 総務課長橋爪君。

○参事（総務課長）（橋爪 健君） 人事のことであります。私がどこまで言うてええかわかりませんけれども、今のところ気持ちは強化する気持ちでありますけれども、人員的にはどうなるか、まだ決まってはおりません。

○議長（森本昇夫君） 6番湊谷君。

○6番（湊谷幸三君） 総務課長はやめられる身ですから、4月1日以後のことについては言及しにくかろうと思いますので、町長、どうですか。

○議長（森本昇夫君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 今の質問でありますけれども、私は公約の中でも観光ということを中心に置いてまいりました。その辺で、先ほど課長も言いましたように、「観光・産業」ということの議論もありましたけれども、それじゃ名刺の中で書いていくときに何かごろ合わせが悪いんじゃないかというような感じで、「観光産業課」ということでやりました。

今後観光課に、許されれば人員を4名ぐらいにして強化していきたい。それから、特にこれから着地型の観光ということで、いろいろなメニューをつくっていくということを統括してやっていけるような部署も必要かなと思っております。そういうことで、観光ということを中心にし、また農業も、食材を提供するということは観光にもつながってきますし、漁業の食材も観光につながっていくというような感じで、他の産業についても、そういうことで観光を中心にまとまっていく、連携していくという意味合いを持って観光産業課ということにさせていただきました。御了承お願いいたします。

○議長（森本昇夫君） 14番山縣君。

○14番（山縣弘明君） ただいまの6番議員と同じ点で、改めてお伺いいたします。

まず、観光産業課以外で検討された候補名はあったのかなかったのか、その点についてお伺いします。

○議長（森本昇夫君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） お答えします。

観光水産とか、いろいろそういう名称のごろ合わせで考えてみました。しかしながら、そういうの、長たらしくなってしまいうような感覚であったので、もう「観光産業」という。そりゃもうこの地域にとって、観光を中心にした、そういう意味合いを持った感覚で私は観光産業課ということでさせていただきました。御了承よろしく申し上げます。

○議長（森本昇夫君） 14番山縣君。

○14番（山縣弘明君） これも6番議員と重なる質問になってしまうんですが、観光産業課ということを一一般の方が、ある観光協会や商工会やという組織に属さない方が、一般の方が聞かれると、これは観光産業課なんだというふうに誤認を与える可能性は十分にあると思います。こういう誤認を避けるための対策を講ずることも必要ではないかなと思われまますので、例えば国であれば経済産業局の中に観光があるんですよね。そんなふうな、1つの丸まった名称を――

国交省でしたか、ごめんなさい。観光というものが、名前が表に出てこなくても、一つのネーミングというものが考えられるのではないかなど。逆に、水産はどこへ行けばええの、農や林はどこへ行けばええのというふうに混乱を招く可能性が非常に高まってしまうんじゃないかなと思います、その点についていかがでしょうか。

○議長（森本昇夫君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 国交省とかそういうとこの組織の大きさとこの各部局とは、また町の小さなような部局とは、まるきり規模の問題では違って来るかと思えます。そういった中で、部あって、課あってというようなもんでもなくて、だれかが、そしたら商工の方は産業っていうのは理解しにくいって言うかもわかりませんが、その辺については、広報なりを通じて、包含されている今までの水産、商工、農林、そういった面も、広報を通じてそういうふうに皆さんに伝えていきたいと思っております。

○議長（森本昇夫君） 14番山縣君。

○14番（山縣弘明君） その取り組みは、僕は一つの方法としてあるよというのは理解できません。ただ、その広報が終わった後や広報がキャッチできなかった方々へのフォローは、なかなかフォローできないということも容易に想像できます。こういう仮定の話で申し上げるのは恐縮なんですけども、「観光産業課」という、午前中もネーミングのことで違和感があるという話申し上げましたが、この点について、観光産業以外の水産業や農林業はどうなるのという議論が少しまだ残ってしまうのではないかなというふうに感じますが、いかがでしょうか。

○議長（森本昇夫君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 聞き漏らしたというんですか、そういう方があったらなかなか浸透しないということであろうかと思うんですけれども、町内に住んでいって、徐々にそういうことを口づけてなり、いろいろなそういう広報なりを通じていくと理解はされていくんじゃないかなと私は思っております。ほいで、漁業、商工、農業、林業各団体長の方に御相談したところ、それでもよろしいですよという了解も得ました。あと、ないがしろになるっていうよりも、その方たちには、決してそれをおろそかにしているわけじゃなく、ただ観光を中心にしているという連携を密にとっていくと、そういうこともあわせてこの産業の中に含まれているということで私は了解をしていただきました。

以上です。

○議長（森本昇夫君） 9番橋本君。

○9番（橋本謙二君） ただいまの名称に関係するわけでございますけれども、私は、町長は100万人のお客さんを集めると、そういうお話を、たしか誘致するというお話を公約の中に入れていたと、こう思うんです。そういったことから、この観光課を独立する、分離独立してやると、そのようなインパクトのあることをやってくれるんかなと、こう思って期待していたところでございますけれども、ただ名称の中に観光を加えるだけと。いささかがっかりしております。その点、今後につきまして、100万人誘客の中で、観光課をもっと充実する、そういうお考えがあるかないかお尋ねをいたします。

○議長（森本昇夫君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 答えします。

私も、当初はそういうふうな感覚は持っておりました。しかしながら、中へ入りますと、人員の問題、行革の中で進めてきた人員の問題もありまして、これ以上人員を割いて単独でいくよりも、今の方法のほうがベストじゃないかと。その中で、1人ぐらいの増員をして、何とか観光という分野をすそ野を広げていきたいと。ただ、今回でも出向が県へ2名、後期高齢者1名と、そういった中で、各課の中で1名減になるところが2課あります。そういった面で、やりたくてもやれないという部分がありますので、今回はこのような形をとらせていただいております。折見では、そういう、めぐってくればそういうこともあろうかと思えますけれども、現在のところそういう体制でまいついていきたいと思っておりますので、御了解いただきたいと思えます。

○議長（森本昇夫君） 9番橋本君。

○9番（橋本謙二君） そのときそう思ったちゅうような言葉はどっかで聞いたことありますけれども、やはりそれぐらいのインパクトを持ってトップをやっていただけませんか、人数が足らん、人数が足らんといえ、100万人はおろか、今は恐らく12.4、5%、去年は減った、七、八万減ったという中で、去年12月に少し補正が出ましたけれども、2,000人やそこらでは、うちのこの落ち込みはとても手に負えない、今は大変な時期ですよ。観光について大変な時期ですから、やはり町長はその先頭に立って、何もかも100%できるわけではないですと。しかし、何もかも90%やろうとしますと、しょせん全部90%です。だから、あなたがインパクトを込めてやった100万人誘客するというんならば、どっか犠牲にしてでも本来やるだけのリーダーシップを持ってほしい。今後そういうときがあったらというのは、それはあやふやで、就任まだ時間がありますのでこれ以上言いませんけれども、そういう選挙戦闘ってきそこへ座ってるんですから、そのときの、選挙戦のときの意気込みを持っていただきませんか、あのときそう思ったんではぐあい悪い。再度御答弁をお願いします。

○議長（森本昇夫君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 先ほど申しましたように、人員をこれ以上削減して、インパクトのあるようにということでもありますけれども、だったらその観光産業課の中でその100万人に到達できないというのであれば、観光課という独立させたところでもやはりできないと思うんです。そこでやらずということが私の今後の。ただ100万というのも目標であって、そのどれだけの数値に近づけるかということを選挙の中でも申してきたわけなんですけれども、そういった意味では、観光産業課の中でもやらせていけると、そういった面でのリーダーシップをとっていきたいと思っております。

○議長（森本昇夫君） 13番田中君。

○13番（田中 植君） この件につきまして、この機構改革を中村町長がやられて、観光課というのはなくなって産業課になったわけなんです、そのときに私質疑で出まして、観光というのはぜひ残してほしいという要望をして、そのときに、でき得れば観光と企画が一体となっ

て、いわゆる観光行政について金ぴかに光るような行政のあり方にしていただきたいというふうなことを申し上げ、また町長というのは、執行者というのは、いぶし銀のごとく鈍い光を出したらええんやないかと、そういうふうには私は思うというふうなことを申し上げたんですが、やっと観光という名称は出てきたんですが、私も、できれば観光立町として、また観光誘致を全面的に力を入れ、バックアップするということになれば、できれば観光課というのは単独でしていただけたらありがたかったなというふうに思うんです。

先ほどの9番議員の質疑の中で、将来的にはそういうことも考えるというふうなことでございましたので、ぜひとも観光というもんについての、観光産業というのはうちの柱の、大黒柱やないかというふうに思いますので、ひとつその点についても十分今後検討していただいて、観光というメーンを大事にしていきたいというふうに思いますので、どうかよろしく願いしたいと思います。

○議長（森本昇夫君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） お答えします。

観光という産業、うちはほまに大黒柱ということで、今後も観光育成のためには全力を尽くして頑張っていきたい。そのためには、今の体制でも十分可能な限りやっていくと。後にそういうことで余裕があれば、先ほども言いましたように、できるかもわかりませんし、ここで確約することもできませんけれども、観光ということは十分に中心に考えてまいっていきたいと思っております。

○議長（森本昇夫君） 13番田中君。

○13番（田中 植君） 課長さん方にお尋ねしたいんですが、中村町長は、たしか在職8年目の初めの部分だったと思うんですが、やはり観光課をなくしたのはちょっとまずかったというふうな話をされておったんですが、そういう執行者の意見なんかは、今回この名称変更の際に頭の中になかったんか、課長会でそういう話が、こんな話前町長の中であったなというようなことはないんですか、なかったんですか、そのあたりもちょっとだれか答えていただけたらというふうに。

○議長（森本昇夫君） 総務課長橋爪君。

○参事（総務課長）（橋爪 健君） 私も過去の経緯というのはよくわからないんですけども、産業課になったということでいろんな話があったということは、観光関係者からあったということは聞いております。本来でしたら、観光課っていうのがあればいいんですけども、これ、財政健全化も含めましてなかなか、また逆行するといいますか、組織を分割してふやすということとはなかなか難しいんじゃないかということで、事務方からも町長のほうに少しお話しさせていただいたということもあります。

そういうことで、今回このような措置になったということで、今できる、今の段階で一番いい方法といいますか、今とれる措置がこれだったということで御理解賜りたいと思います。

○議長（森本昇夫君） 2番蜷川君。

○2番（蜷川勝彦君） 私の考えを述べさせていただきたいと思います。

私は、「観光・産業課」、湊谷さんおっしゃったほうがわかりやすいとは思いますが、残念ながら、観光課と産業課は私は分けるべきじゃない。なぜかという、今観光のあり方が変わってきてるんです。どういうふうに変ってきてるかといいますと、体験型観光というのがふえてきてまして、農業体験、漁業体験、それと観光を絡めた観光が今はやりになってきております。この時流に乗るためにも、課の中で観光、農業、漁業、そういう連携が必要になってくると思いますので、この産業課として一体になっているのは私は賛成です。

〔「討論じゃないん」「そりゃ質疑やないで、賛成討論や」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 2番蛭川君。

○2番（蛭川勝彦君） 賛成討論でしたけれども、そのような形に持って行っていただきたい。課の中で、どのような連携、観光課、水産課、農林課、この連携をしっかりと持つような体制、これを整えるのは課の大事な義務だと思います。そういう体制を整えるのにはどうすべきかということを考えておられるのでしょうか。

○議長（森本昇夫君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） お答えします。

先ほど2番議員が言われましたように、農業では景観とか体験とかそういう面の観光、これからは農協が独自産業というような方向性で、いろいろな観光、農業についてのいろいろな方針も出てきているように聞きます。そういった面では、各課がどういうふうに観光とつながって、農産物を加工したものを土産物化するか、漁業でもそういう土産物化するかというようなことについては、各課と統一課の中で連携をしていく、そういうことはこれから各課の、産業課の職員には自覚を促していくと。そういう意識改革をした上で、十分な機能を果たせるように持っていきたいと思っております。

○議長（森本昇夫君） 3番中岩君。

○3番（中岩和子君） 私も、これ、名称にどうのこうのいうんじゃないですけど、先ほど町長の答弁の中で、観光のプログラムをいろいろつくられるということで、今産業課のほうで4名それぞれに充ててつくられるということでございますけど、今観光協会でもいろんな体験プログラムをしてやってるんですけど、それとの兼ね合いはどのように考えておられますか。

○議長（森本昇夫君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） お答えします。

当面は3名です。1名という人員の確保というのがなかなかできないので、その産業課の中の3名でやっていきます。先ほどちょっと説明不足だったのかもわかりません。

その後、いろいろな面で、観光協会もやっておりますこととうちがやってますことは同一なことだと思うんです。私は、世界遺産と歴史文化の回遊ルートということで20コースぐらい設定したいと。まだそういうことの基本的な事業というんですか、計画にはまだ着手できておりません。今後そういうこともきめ細かく、産業課と観光協会とタイアップしたような形でその辺を進めていきたいとは考えております。まだなって1カ月半ぐらいで、なかなかそういうと

こまでも手広く私もよう進めていないところでございます。御了承お願いしたいと思います。

○議長（森本昇夫君） 3番中岩君。

○3番（中岩和子君） 観光協会のほうには町からの補助金も出しているいろいろやっていたいてありますんで、もちろんいろんなことで、役場の職員の方々もやっていたいかならんのですけど、でもそういうふうにして、それこそ行財政改革やないですけど、補助金を出してやってるんやから、そこでしっかりとそのことを働いていただくような方向に持っていて、いろいろ指導的な立場というたらちょっと言葉は語弊があるかもしれませんが、そういうふうな観光としての、何言うんですか、誘客に力を入れていただいて、本当に先ほど皆さんが言われているように、この観光というのはうちの大きな財政の柱なので、ぜひそのとこへ特に力を入れていただいて、観光が、役場へ入ってきたときに観光産業課、観光課というたらどこやろということのないように、しっかりと観光をアピールして誘客に努めていただきたいと思います。そのまた御決意を。

○議長（森本昇夫君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） そのようにしっかりと観光というものを前面に出して頑張ってもらいたいと思います。

○議長（森本昇夫君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第22号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第12 議案第23号 町長及び副町長の給料その他の給与条例の一部を改正する条例

○議長（森本昇夫君） 日程第12、議案第23号町長及び副町長の給料その他の給与条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長橋爪君。

○参事（総務課長）（橋爪 健君） 議案第23号について御説明申し上げます。

次のページをお願いいたします。

町長及び副町長の給料その他の給与条例の一部を改正する条例。

町長及び副町長の給料その他の給与条例（昭和30年条例第21号）の一部を次のように改正する。

町長及び副町長の給料につきましては、平成17年4月改正以降現在に至っております。このような中、昨年第3回定例会で、前小嶋町長の意向により町長の給料を10%減額し、その期間を本年3月末までとして改正させていただきました。また、このたび就任いたしました寺本町長も公約で町長給料の30%減額を表明しております。

このようなことで、町長等の給料に対する町民の方々の関心が高まっていると思われることから、去る3月1日開催の特別職報酬等審議会に諮問いたしまして、答申をいただいております。それにより今回改正させていただくもので、町長の給料月額「70万2,000円」を「67万円」に、副町長の「58万5,000円」を「56万円」に改めるものです。

次に、附則に次の1項を加え、平成22年4月1日から、現町長の任期であります平成26年1月16日までの間、町長の給料を公約であります改正前の給料から30%減額の「49万1,000円」に、副町長につきましては、町長から金額についても要請するとして、改正前の給料の20%減額の「46万8,000円」とするものです。

附則、この条例は平成22年4月1日から施行する。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（森本昇夫君） 質疑を行います。

2番蜷川君。

○2番（蜷川勝彦君） お尋ねいたします。

給料を30%下げて、町長の給料ですね、49万6,000円にするということでございますが、これ年収にするとお幾らになるのでしょうか。

それから、年間お幾ら浮いてくるのか、その浮いた金額をどの事業に充てようとされておられるのか、その点、2点お伺いいたします。

○議長（森本昇夫君） 総務課長橋爪君。

○参事（総務課長）（橋爪 健君） 30%減額の49万1,000円になりますと、年収で798万8,000円になります。細かく言いますと570円までいきます。

減額につきましては、年間で343万2,970円ということでございます。

○議長（森本昇夫君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） お答えします。

三百数十万円という金額が年間で節約できると。その辺については、まだその分でどこにどう使うとかというんじゃなくて、財政の一端の一部として、行革の中の経費節減の分として今は考えております。

○議長（森本昇夫君） ほかに質疑ありませんか。

6番湊谷君。

○6番（湊谷幸三君） お尋ねします。

今総務課長の御説明では、報酬審議会を開いて、審議会の委員の皆さんに答申をいただいたということですね。それが、本則が70万2,000円だったものを67万円に町長報酬、副町長の報酬が58万5,000円を56万円にしたということでございます。この67万円、58万5,000円については、妥当な線であろうということで報酬審議会がそういうふうにお決めになったんだろうと思いますますが、これを何の基礎にもしないで、ただ本則の、元町長、前町長は、小嶋町長はたしか67万1,000円だったと思います。その元町長の、小嶋町長も本則は70万2,000円だったと思いますが、10%カットして前町長の報酬は63万1,000円だったと、そういうことですね。

それで、せっかく答申をされて、67万円が町長報酬としては妥当であるという結論を出されたにもかかわらず、これの何%を引くということであればそりゃ結構なんですけど、この数字を全然無視した中で、副町長の減額にしても町長の減額にしても出されてあるということは奇異に感じるんです。何でこの時期、この報酬審議会の委員を公募してまで報酬審議会の結論を早く求めたかということについて説明できんのと違いますか。この点についてひとつお答え願いたいと思います。

○議長（森本昇夫君） 総務課長橋爪君。

○参事（総務課長）（橋爪 健君） 先ほども申し上げましたように、いろいろ町長報酬について議論がなされているところでありまして、那智勝浦町の町長の給料はどうあるべきかというのが一つは必要かなということで、今回報酬審議会を開催させていただいて答申をいただいたというところであります。

町長の30%は改正前の給料ということではありますが、これは、私はといいますか、公約の30%減ということは改正前の30%というふうに認識しておりまして、こういうふうな形でさせていただきます。30%、20%、改正前で表現させていただきますときっちりしたパーセントが出てきますので、皆さんにとってわかりやすいかなということで、こういうことになったかと思えます。

○議長（森本昇夫君） 6番湊谷君。

○6番（湊谷幸三君） 私お尋ねしてるのは、この67万円あるいは56万円という数字が出てきたわけです、報酬審議会の中で。これが全会一致かどうか知りませんが、大方の意見だったと。ここでもって答申を受けたわけですね。だけど、この答申無視してあるんですね。全然、一顧だにしてない。元町長の報酬の30%減ということで計算するのであれば、何も、この副町長でもそうでしょう、前副町長の20%減なんでしょう、考え方としては。それだったら、なぜ8人の方においでいただいて、けんけんがくがくの議論をしていただいてこういう答申案をまとめてもらったかと。その労は全然報いられてないわけですね。恐らく報酬審議会の委員の方も、こういう結果を見たら、我々は何のために議論したのかなという、そういう思いを抱くと思うんですわ。その辺について、町長どう思いますか。

○議長（森本昇夫君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） お答えします。

当初、私も附則で30%ということを上申しました。ところが、条例上、報酬の件については審議会ということをやられて、近隣の首長の報酬を見ましたら、太地町長で44万円か5万円だったのかな、串本の町長で53万円とかという、そういう報酬金額っていうのが、前のときよりも下がってきたということからして、今回一応報酬審議会にかけて、その分も改めて適正な、この地域でやっぱり長としての報酬を決めてもらえんじやないかということを含めて報酬審議会にかけていただいたということで、先ほど総務課長も言っていましたように、私の場合は70万2,000円に対する30%ということで、町民にもそれから数字がずれていったときにわかりにくいかと思ったんで、こういうような方法をとらせていただきました。御了解いただきたい。

○議長（森本昇夫君） 6番湊谷君。

○6番（湊谷幸三君） そりゃ、町長の言ってることはわかるんですよ。私は、2回目、あなたが立候補に当たって、「前町長の」と言うから、そりゃ気の毒やなと思うて。63万1,000円ですか、それから3割も、30%も減額したんじや、なかなか町長職としていろいろ出費もありますと思いますけど、気の毒やなというような考えも持っておりました。だけど、本則ということでございまして、この数字に落ちついたかと思いますが。この本則でもって判断するんであれば、わざわざ報酬審議会の委員に御足労を願わなくても、そのまま附則でもってそれを、私の任期中は、ここへ書いてあるの任期中ですね、1月16日までの任期中ですからね、今の町長は、任期中はこういう49万1,000円、これにしますよと、こう書いたらよかったんじゃないですか。

ちなみに、同じ同規模の自治体の首長の報酬、それはどうなってますか。

あと3回しか私質問できませんので、聞きたいこといっぱいあるんですけど、この2点について、もう一度ひとつ、総務課長でも町長でもどっちでもいいですから、お答え願いたいと思います。

○議長（森本昇夫君） 総務課長橋爪君。

○参事（総務課長）（橋爪 健君） せっかく報酬審議会を開いていただいて答申をいただいたわけでありまして、その無視してるとかそういうことではございませんので、御理解いただきたいと思います。那智勝浦町の町長の本来あるべき金額というのを、周辺の市町村長を参考にし今回決めさせていただいたということでもあります。

それから、町長の附則につきましては、わかりやすいように改正前の金額の30%、20%というふうにさせていただいたということでもあります。

それから、近隣の市町村長の給料ということではありますが、市町村の名前を言っていないかどうかはちょっと……

〔6番湊谷幸三君「同規模やで、同規模の」と呼ぶ〕

同規模ですか。そうですね、白浜町が64万8,000円です。それから、かつらぎ町が70万円。人口でいきますと、湯浅町65万円、みなべ町が72万円、串本町が53万1,200円というような状

況でございます。

○議長（森本昇夫君） 休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

14時35分 休憩

15時00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（森本昇夫君） 再開します。

休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

15時00分 休憩

15時01分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（森本昇夫君） 再開します。

どうぞ、6番湊谷君。

○6番（湊谷幸三君） 先ほど総務課長から和歌山県内の類似町村の町長の報酬について報告がありました。67万円というのは妥当な線だと思っております、私がもし報酬審議会の委員であればそういうふう結論を、発言をしたと思いますが。先ほど来からずっと言ってますように、この報酬審議会の答申を全く無視した形でもって、ただの目安というような形でもってとられかねない。というのは、この数字は何の基礎にもなってないんですから。

これ今後、これはもうおかしな話で、到底納得できるものではありませんけど、私が報酬審議会の委員であったとしたら納得できる数字ではありませんけど、これをひとつ教訓にして、いろんな審議会の答申を得るにしても、やはり答申はひとつ重く受けとめて、このことであるという判断をしていただきたい、こう思います。町長、どうですか。

○議長（森本昇夫君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） おっしゃるとおり、これからはそういう答申に重きを置いて判断していきたいと思えます。

○議長（森本昇夫君） 9番橋本君。

○9番（橋本謙二君） 同じようなことになるんですけども、私は、市町村データブック、これによりますと、県内の三役の給与あるいはまたその他ラスパイレスもすべてあるわけですが、先ほど総務課長が言われたとおりでございます。

そういった中で、大変失礼な話ですけども、共働きなさってる方とそうじゃない方がありますんで、ただ選挙のときの公約で3割カットというのは、自分だけならいいんですけども、これほかにも影響していくということで、そういうやり方がかなと。

そしてまた、先ほどの答申の、審議会のメンバー、3,500円ぐらいかかっているんですか、それは無駄やなかったかなと。本来やるんならば、答申いただいた生きた金額に対して3割とは言いませんけど、2割でも構ん、あるいは2割5分でも構ん、そういったことで、現在生きて

いる答申のした方々の意見といたしますか、考えを尊重した上で、どれだけ引くかと、本来そうすべきだと、こんなふう思うんです。

それと、後出てきますけれども、ほかの三役の方にもこれが、累が及んでいくといった中で、副町長もそうでしょう。低いのはすさみ町と、太地は60万円ですけども、恐らく何らかの措置してると思いますけれども、そういった中で、次々下げていく中で、1つは働いたことへ対する対価であり、我々は報酬ですけども、それが一つのポストなり人物なりの値打ちということにもなりかねませんので、これ慎重に扱っていただきたい。私は、答申いただいた以上、その今生きている金額を基礎にいたしまして、3割であろうと2割であろうと、適切な金額に引くのが本来であると、そう思いますが、お考えをお伺いしたいと思います。

○議長（森本昇夫君） 総務課長橋爪君。

○参事（総務課長）（橋爪 健君） 報酬審議会の答申いただいたものが、有効にといいいますか、無駄になってる、無駄とは言いませんけども、ごめんなさい、もう少し重きにおいてということだったかと思えます。

先ほどから説明させていただいておりますその30%、20%といたしますのは改正前のということで説明させていただいております。皆さん、わかりやすいようにということで、そういうふうな説明をさせていただいております。ただ、この条例の改正の中身を見ていただきますと、まず一たん本則を改正いたしまして、改正した後の金額について、本則はこうであるけれども、附則でこっだけ下げますと。条例の中身については、答申の金額をまず最初において、それから減額というふうな格好で書かさせていただいておりますので、その辺御了解賜りますようよろしくお願いたします。

○議長（森本昇夫君） 9番橋本君。

○9番（橋本謙二君） この算出の基礎は何ですか、金額の。ここは金額で上がってますけど、上がってますけれども、算出の基礎は何ですか、お伺いします。

[参事（総務課長）橋爪 健君「本則でございます」と呼ぶ]

○議長（森本昇夫君） 9番橋本君。

○9番（橋本謙二君） 本則は審議会の答申によるものでしょう。それに基づいて、今言われるのは、その答申と同時に引き下げる金額を上げているということでしたね。引き下げるその金額の算出の基礎は何かっていうことです。さっき話ありましたように、もとの70万2,000円に対する70%じゃないんですか、基礎は。

○議長（森本昇夫君） 総務課長橋爪君。

○参事（総務課長）（橋爪 健君） 減額後の金額につきましては、改正前の金額の30%減、20%減というふうに計算をさせていただいております。

○議長（森本昇夫君） 9番橋本君。

○9番（橋本謙二君） だから、さっきのはそういうもとの金額に関係ない、今あなたがおっしゃったのは、その70万2,000円を67万円にすると。それをまたさらに引いてくるというお話だったですね。僕の言うのは、70万2,000円が生きてるわけですか。70万2,000円の7掛けというこ

とでしょう、30%減。関係ないことはないですよ。それによって算出した金額がこういう金額になるということじゃないですか。この49万1,000円というのは67万円の何になるんです。そうじゃないでしょう。もとの70万2,000円に対する70%じゃないんですか。そうであるとするならば、答申は意味がない。私、そういうことをお伺いしてるんです。

○議長（森本昇夫君） 橋爪君。

○参事（総務課長）（橋爪 健君） この条例の改正を見させていただきますと、改正前の70万2,000円を今回答申いただきました67万円に、それから副町長につきましては58万5,000円を56万円にと、まず答申に基づいて改めさせていただいております。

そして、附則につきましては、この附則の表現は、改正後の67万円を49万1,000円とするというふうなことにさせていただいておりますが、この附則の改正後の金額につきましては、この算出基礎といいますと、改正前の金額の30%減、20%減というふうな計算でさせていただいております。

○議長（森本昇夫君） 9番橋本君。

○9番（橋本謙二君） かみ合いませんけど、そりゃ文章はそうですよ、文章はそうですけども、答申に基づいて、あなたがもともとやったわけじゃない、前のようにやったんじゃないかと、僕が言うのは。新しく答申もらっても、それはこれに関係ないやないかということ言ってるんですけど、ただ文章どうっていったらこのとおりでですよ。もとは70万2,000円がもとです、その7掛けですよ。だから、7掛けで49万1,000円を出したとしたんならば、67万円出して意味がないんじゃないかと。これが60万円であれ、50万円であつたて関係ないですよ。70万2,000円をもとに、公約どおり7掛けで出した、70%で出した。答申が50万円であろうが60万円であろうが関係ない。そういうことを申し上げておまして、その答申に要った費用、答申出された方々の御労苦は生きていない、答申が不要であつたと、こういうことを申し上げときます。

○議長（森本昇夫君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） そもそもこの答申を出したのは、先ほども言いましたように、地域の周辺の首長の報酬その他をかんがみたときに、この機会にもう一回見直したほうがええんじゃないかということもありました。

ほいで、私は、その答申の中であいさついたしましたのは、この地域で、私の報酬カットということを前提じゃなくて、地域の首長に似合うような、こういうバランスのあるような報酬をこの際決めたいのでよろしくお願ひしますと。その後で、私は選挙公約どおり30%ということをもとに附則でもやっていきたいと。そういうふうな形で今回、そりゃ無駄ということじゃなくて、地域の実情に応じた報酬を求めて審議会に諮ってもらったわけです。

○議長（森本昇夫君） 3番中岩君。

○3番（中岩和子君） お尋ねをいたします。

ちょっといろいろこの話があればなので、私はちょっと理解が乏しいので、私理解できるように教えていただきたいと思ひますんですけど。

先ほど町長は、答申でこの地域に合った歳費にしてほしい、報酬にしてほしいということをお願いして、67万円が出たということでございますね。それで、町長は、公約の中で30%のカットということで、これは、選挙中も言っておられましたけど、前町長の30%カットをしますと言うておられましたんで、前町長、小嶋町長さんは10%カットしておられたんでこの値段やったと思いますんですよ。だから、この金額だったと思うんですけど。だから、そこら辺がどうなんでしょうか。そこらをちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○議長（森本昇夫君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） お答えします。

先ほどから何度も言ってますように、私が総務課と30%のカットという話し合いの中で、当初は確かに附則の中でやってもええというような形もありました。しかしながら、そのときに資料を見て、周辺の首長の報酬の資料を見ていたときに、太地は四十何万円とか、串本も五十何万円とかという数字を見ましたもんで、この際報酬審議会にはそういう、この地域のレベル的なもので報酬を決めていただき、そういうことをあいさつの中でも言いました。そして、私は、公約どおり、言うたことは、守れることはしっかりと守っていきたいという観点から、その後で、附則の中で私は、もとの70万2,000円の報酬の中の30%ということは附則でやらせていただきますということも報酬審議会の中で言うて、現在の中ではこの地域の首長の報酬をしっかりと決めようということでやらせていただいた次第です。

○議長（森本昇夫君） 3番中岩君。

○3番（中岩和子君） もう一度確認をしておきたいと思うんですけど、それでは、町長は、もとの70万2,000円の30%をカットされたわけですね。ほいで、報酬審議会のほうでは、今後67万円という金額が出たわけですね。その中ででしたら、現実のところは20%カットということになるんですね。はい、わかりました。

○議長（森本昇夫君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第23号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第13 議案第24号 教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（森本昇夫君） 日程第13、議案第24号教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長橋爪君。

○参事（総務課長）（橋爪 健君） 議案第24号について御説明申し上げます。

次のページをお願いいたします。

教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例。

教育長の給与等に関する条例（昭和32年条例第14号）の一部を次のように改正する。

教育長の給料につきましても、平成17年4月改正以降現在に至っております。先ほど御可決いただきました町長、副町長と同様に、特別職として報酬審議会の答申を受けて改正するものでありまして、給料月額「51万3,000円」を「50万円」に改めるものであります。

附則としまして、次の1項を加え、現町長の任期の期間、教育長の内諾を得て、改正前の「51万3,000円」の20%減の「41万円」とするものであります。

附則、この条例は平成22年4月1日から施行する。

以上でございます。どうかよろしくをお願いいたします。

○議長（森本昇夫君） 質疑を行います。

質疑ありませんか。

9番橋本君。

○9番（橋本謙二君） 教育長の給料、先ほどの答申のことにつきましてはもう触れませんが、町長は自分の公約で自分の給与を減らすということは聞いておりましたけど、私はこれ教育長まで及ぶとは思っておりませんでしたので。ここで、答申では50万円に、それを41万円に減らしていくということですね。先ほどもちょっと触れましたけども、共働きの方ならいいですけども、そうじゃない方はこれ大変だなと。41万円ということになりますと、職員の中での高給取る方は、職員のほうが特別職よりも高くなるということが、逆のことが起こらないかなと。かつてそういう、10年ほど前になりますか、そういう時期がありまして、この特別職の金額に触れたことがあったと記憶いたしております。そういうときになったときはどうするんかと、そこら辺についての町長のお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（森本昇夫君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） それはもちろん承知の上であります。承知の上であります。それは、私はその御本人に会って、20%の減額でよろしいですかということもお尋ねしました。それで、結構ですということだったんで、私はそのようにさせていただいたんであります。

これは、三役っていうのは確かに名誉職なのか、そういうのが、私が方針で、例えば次、副町長の人事案件でもそうでありますけれども、当然私のそういう方針がその人に受け入れられ

なかったら、副町長の選任も私は見送っていかねばいけないと思っております。そういうことで、私は私の政治姿勢を貫いてやった次第でございます。

- 議長（森本昇夫君） 9番橋本君。
- 9番（橋本謙二君） それは承知の上ということで、逆現象という言葉が適切かどうかわかりませんが、一般職のほうが高くなってもそれはやむを得ない、そういう御答弁と理解してよろしいですか。
- 議長（森本昇夫君） 町長寺本君。
- 町長（寺本眞一君） そのとおりです。太地の町長であれば、職員のほうがはるかに多い場合があります。
- 議長（森本昇夫君） 9番橋本君。
- 9番（橋本謙二君） よそのことを言ってるわけではありませんので、うちの場合のことを言ってるんです。うちの場合、特別職のほうが安くなってもいいというお考えですかということなんです。
- 議長（森本昇夫君） 町長寺本君。
- 町長（寺本眞一君） 第1回目の答弁のとおりです。
- 議長（森本昇夫君） ほかに質疑ありませんか。
- 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（森本昇夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。
- 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。
- 討論を行います。
- 討論はありませんか。
- 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（森本昇夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。
- 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。
- 採決を行います。
- 議案第24号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。
- 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第14 議案第25号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

- 議長（森本昇夫君） 日程第14、議案第25号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。
- 提案理由の説明を求めます。
- 総務課長橋爪君。

○参事（総務課長）（橋爪 健君） 議案第25号について御説明申し上げます。

次のページをお願いいたします。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

職員の給与に関する条例（昭和31年条例第26号）の一部を次のように改正する。

この改正につきましては、昨年の人事院勧告にありましたもので、時間外労働の割り増し賃金率等に関する労働基準法の改正を踏まえ、特に長い超過勤務を強力に抑制し、またこうした超過勤務を命ぜられた職員に休息の機会を与えるため、月60時間を超える超過勤務に係る超過勤務手当の支給割合を100分の150に引き上げるとともに、当該支給割合と本来の支給割合の差額分の支給にかえて、正規の勤務時間において勤務することを要しない日または時間を指定することができるというものであります。

附則、この条例は平成22年4月1日から施行する。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（森本昇夫君） 質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第25号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第15 議案第26号 那智勝浦町手数料条例の一部を改正する条例

○議長（森本昇夫君） 日程第15、議案第26号那智勝浦町手数料条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長橋爪君。

○参事（総務課長）（橋爪 健君） 議案第26号について御説明申し上げます。

次のページをお願いいたします。

那智勝浦町手数料条例の一部を改正する条例。

那智勝浦町手数料条例（平成12年条例第8号）の一部を次のように改正する。

今回の改正につきましては、権限移譲に関する県の市町村への分権に関する計画に基づき、平成22年4月移譲分のうち手数料が必要な事務について、その事項及び金額を追加するものです。

なお、この条例には、あとの議案で御審議いただきます消防関係を除いた分を上げさせていただいております。

別表をごらんください。

今回追加いたしますのは、2ページ目の上から2つ目、化製場等に関する法律に関する事務、それから2つ飛んでいただいて、砂利採取法、それから次の採石法、次のページの下段の開発行為許可申請から最後のページの中ほど、宅地造成工事変更許可申請までとなっております。

附則としまして、この条例は平成22年4月1日から施行する。

以上でございます。どうかよろしく願いいたします。

○議長（森本昇夫君） 質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第26号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

教育長が退席されます。県の人事関係のことで用務がありますので、退席いたします。

〔教育長 笠松昭紀君 退席〕

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第16 議案第27号 那智勝浦町福祉手当条例の一部を改正する条例

○議長（森本昇夫君） 日程第16号、議案第27号那智勝浦町福祉手当条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

福祉課長福居君。

○福祉課長（福居和之君） 議案第27号那智勝浦町福祉手当条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案第27号那智勝浦町福祉手当条例の一部を改正する条例。

那智勝浦町福祉手当条例（昭和52年条例第5号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成22年3月9日提出。

次のページをお願いします。

那智勝浦町福祉手当条例の一部を改正する条例。

那智勝浦町福祉手当条例（昭和52年条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表中「6,000円」を「5,000円」に改めるものでございます。

今回の改正につきましては、現在心身障害者、心身障害児を看護している方、要援護老人を扶養している方及び特定疾患対象者の方に対し、生活の向上と福祉の増進に寄与することを目的に福祉手当月額6,000円を支給しておりますが、那智勝浦町福祉手当条例第5条別表にあります月額支給額を改正するものでございまして、財政健全化による町単独事業の経費抑制の観点から、今回月額1,000円の減額をお願いするものでございます。

本件につきましては、所得制限の検討もしましたが、対象者が激減することから、受給者に御迷惑がかかることを考慮し、金額のみの減額をお願いするものでございます。22年度予算の見込みでは、心身障害者19名、心身障害児37名、要援護老人33名、特定疾患対象者39名、計128名の予定をしておりますが、これにより153万6,000円の節減を図るものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成22年4月1日から施行するというものでございます。

以上でございます。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（森本昇夫君） 質疑を行います。

3番中岩君。

○3番（中岩和子君） お尋ねをいたします。

この身体障害者とか、それから心身障害者、要介護、寝たきり老人のお世話をしてくださってる方なんですけど、この方が月に6,000円、ひょっとしたらお金のある方でしたらたかが月に1,000円違うたて大したことないやろうというようなことがございますでしょうけど、私はそのお世話をしてくださる方にとっては大変なことやと思います。財政の健全化も非常に大事ですし、那智勝浦町の財政の厳しいことは重々わかります。しかし、こういう方のとこを切らずにほかのところをもっと切れる方法はなかったものでしょうか。

128名ということでございますんで、何とかこういう障害者の方とか家で老人の方を介護してる、施設に入れずに自分で寝たきりの方をお世話してくださる、この方が、要介護老人扶養手当なんですけど、この方は寝たきりの老人をおうちでお世話してくださってる方ですが、この方を施設入れたらどれだけお金がかかるか、町の負担がどれだけ多いかということも考えていただいたら、1,000円カットというのは非常に酷なことだと思いますので、よろしくお願いま

す。

こちら辺を、何でこのところを切るのかということをお尋ねしたいと思います。

○議長（森本昇夫君） 福祉課長福居君。

○福祉課長（福居和之君） 私の思いとしては切りたくはないんですけども、どうしても人数がふえている関係で、どうしても財政の節減を図らないといけないという考えもありまして、多くの方に受けていただきたいということでこういうことにさせてもらっております。

先ほど申しあげました所得制限ですけども、所得制限かけますと半分以上に減ってしまうということで、それでは御迷惑かかるとということで、人数を減らさないで、1,000円だけでも何とかしていただきたいという考えでこういうことにさせていただいております。

○議長（森本昇夫君） 3番中岩君。

○3番（中岩和子君） 町長にお尋ねします。

町長は、町民派の町長ということで盛んに言っておられますんですけど、この町民派の町長といたしましては、この町民の思い、所得制限をかけるとかというのは、減らすなんていったらもってのほかだと思っておりますので、そこら辺のお考えをちょっとお尋ねをいたします。

○議長（森本昇夫君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） お答えします。

もたがなくなればそういうこともできなくなるということであるんでありますれば、私はこの節減していく中で、それもやむを得ないかなと。ただ、これが負担に変わるというわけじゃなくて、1,000円の減額ということであれば、私はそれもいたし方ない。

ただ、この議論をする前に、私は町長になった時点では、すぐ査定があって、そういう中でこの議論はできませんでしたが、そういう面では、福祉課長も言っていましたように、残せるものは残してあげたいというのは、だれでも人情です。しかしながら、今の状況をかんがみたときに、やはりこれも万やむを得ないという結論を私は査定の中でやったわけでございます。

○議長（森本昇夫君） 3番中岩君。

○3番（中岩和子君） 町長は、その査定の期間が短かったということで、いろいろほかのことの兼ね合いやらいろんなことができなかったんやと思います。でも、今度、来年度に向かって、このことをまた身体障害者のそういうふうな手当とか福祉関係のほうへ復活してくれる、ほかのこととの、財政が厳しいのは重々わかってるんです。その中で、どこへ使うかというところに、福祉方面へ使っていただくということはお考えでございますでしょうか。

○議長（森本昇夫君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） この財源がどのように余ってきたかというのは、もう広く薄く、一般の予算の中で消化されていると思うんです。そういうことなので、3番議員言われるように、確かにそういう、財政が上向くというんですか、そういうことになったら復活ということも考えられるでしょうけれども、今のところは御勘弁願いたいと思います。

○議長（森本昇夫君） 3番中岩君。

○3番(中岩和子君) あ、いいですか。財政の厳しいのは、もううちだけじゃなくて、どこの町も国もそうなんです。その中でどこへ使うかということが私は非常に大事やと思うんですけど、先ほどの観光のほうへ力を入れるとか、いろいろなうちの経済の活性化のための観光のほうへ特に力を入れようとか、そういうふうな中で、この福祉のほうにもぜひ力を入れていただきたい、町長であっていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長(森本昇夫君) 町長寺本君。

○町長(寺本眞一君) 先ほども言いましたように、本当にできればしてあげたいというのは、だれでも、親心みたいなものだと思います。しかしながら、そういう百三十何万円ですか、その経費節減ができたという、その部分については、福祉の中に使うっていうより、全体に薄まっていく、そのための行財政改革の中での資金のあり方だと思えます。今後は、そういうことで、経済が活性化し、例えば自主財源の町税とか固定資産税、固定資産税はこれ以上上がってくるかどうかわかりませんが、そういう中でふえればそういう中では考えていけるかと思えますけれども、今はちょっとこのままの状態でしか実行できないかなということで御理解願いたいと思います。

○議長(森本昇夫君) 5番田中君。

○5番(田中幸子君) 予定として128人で135万円ということになっていますけれども、今までというか、去年の人数は何人ぐらいあったのか教えていただけませんか。

○議長(森本昇夫君) 福祉課長福居君。

○福祉課長(福居和之君) 去年の、20年度の実績ですけれども、119名で772万2,000円を支給しております。一応今のところふえている段階ですので、多くの方に受けていただきたいということで、1,000円でも減額してでもこの条例は残しておきたいというのが心情でございます。

○議長(森本昇夫君) 5番田中君。

○5番(田中幸子君) 今福祉課長からも言われたんですが、確かに財政的に大変だということで、わかっていたきたいということでもありますけれども、3番議員の中岩さんが言われたとおり、やはりこのたかが1,000円でも、本当に要支援・介護なんかの老人、お年寄りの方を抱えて、それからお仕事も含めてされなければならない部分というのがあります。

そこで、やはりこれ1,000円、年に2回、9月と3月ですか、その部分についてですけども、やはりこの援助っていうのをもう少しというんですか、全体的にもう少し見てから、今この改正をするのではなく、情勢を見ていただける方向へ考えることはできないんでしょうか。今生活っていうんですか、大変な時期でもありますので。

○議長(森本昇夫君) 福祉課長福居君。

○福祉課長(福居和之君) 一応今回22年度から、4月1日から実施したいということで上程させていただきますので、御了承願いたいと思います。

○議長(森本昇夫君) 5番田中君。

○5番(田中幸子君) 人数は確かにふえてくるっていうことではあるんですけども、そういうことも、このつくられた52年、生活向上を含めて応援っていうことでつくられた部分に対しては、

やっぱり町独自のつくられた内容です、条例ですので、やはり大事にしていくということが必要だと思うんです。そこで、やはり今回1,000円を引くということは、本当にこういう手当を受けてるところに対して本当に大変なことになると思いますので、ぜひもう一度考え直すということにはできないんでしょうか、町長、お願いします。

○議長（森本昇夫君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） お答えします。

先ほど言いましたように、そりゃできればしてあげたいというのは人情だと思うんです。しかしながら、財政健全化の一分を踏まえた上での行政運営をやっている中で、これもでき得る限りこういう、福祉課の課長も努力した結果、こういうところの限界のところでおさまったということだと私思うんです。確かに自主財源もふえ、裕福になればこれも復活は可能だと思うんです。なかなかそれが今の財政で言いますと、町税も五千何百万円ぐらいの減収とか、いろいろそういう面が重なってきております。そういう面で、なおかつこの制度を残しておれるということだけで皆さんに御理解、今のところしていただきたいと思います。

○議長（森本昇夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第27号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第17 議案第28号 那智勝浦町斎場の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する 条例

○議長（森本昇夫君） 日程第17、議案第28号那智勝浦町斎場の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

住民課長寺本君。

○住民課長（寺本資久君） 議案第28号について御説明させていただきます。

次のページをお願いします。

那智勝浦町斎場の設置及び管理等に関する条例（昭和59年条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表につきましては、斎場使用料について規定しているものでございます。

斎場使用料につきましては、平成14年の改正以来、使用料の改正には至っておりません。今回は、本町の財政健全化プログラムに上げておりました使用料の適正化と、それからもう一点、本町の国民健康保険からの葬祭費、これは平成14年度から、また後期高齢者医療からの葬祭費というのは制度開始の平成20年度から、既に3万円が支給されているということも考慮いたしまして、今回斎場の使用料を見直したく、第5条に定めた別表の改正をさせていただくものでございます。

この表にございます町内居住者で12歳以上は「2万5,000円」から「3万円」、それから12歳未満は「1万5,000円」から「1万8,000円」に、死胎は「1万円」から「1万2,000円」に改正をお願いするものでございます。

なお、町外居住者の斎場使用料につきましては、従前より町内居住者の倍額で、それぞれ今回の改正で「6万円」、「3万6,000円」、「2万4,000円」とさせていただいております。

附則としまして、施行期日としまして、この条例につきましては平成22年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いします。

○議長（森本昇夫君） 質疑を行います。

6番湊谷君。

○6番（湊谷幸三君） 先ほどの福祉手当の件につきまして、福祉課長から、財政健全化計画の中でというお話もございました。私は、その財政健全化計画についてでございますが、この斎場使用料については5万円に増額すると、2万5,000円を倍にして5万円に増額すると、そういうふうな、健全化計画ではなっておったと思います。今5番議員もおっしゃったように、福祉はなるべく給付を下げないということが、これはもう福祉国家を目指す以上は当たり前のことでございまして、153万6,000円の減額という、削減効果があるということでございましたが、これを5万円にすると、もうそんなものは吹っ飛んできますね。5万円にしたら、どうですか、1,000万円ぐらいの増収になると思うんですわ。

斎場使用料については、ほかの町はうちよりいろいろ高いと思います。というのは、那智勝浦町においては、霊柩車は要らない、霊柩車はただで運行してくれますね。だけど、新宮市においても、また古座においても、霊柩車、串本町においても霊柩車はやっぱし外部の業者の霊柩車を借りないといけないということで、その分その負担が多いわけですね。だから、5万円にしたところで、そんなに、他市町村と比べて多いことはない、斎場使用料。だから、こういうところ、健全化計画は何も減らすことばっかしをしないで、5万円という金額も明示してあったと思いますんで、ここらひとつ、何で5万円にできなかったのかと、何で3万円にし

たのかということのひとつ御説明願いたいと思います。

○議長（森本昇夫君） 住民課長寺本君。

○住民課長（寺本資久君） ただいまの5万円にするという健全化のお話ですけど、私ども、先ほども言いましたように、国民健康保険の葬祭費あるいはまた後期高齢者の葬祭費が3万円であるということで、最低限3万円に改正するという方向で持っていたかと思います。

また、近隣の市町村ですか、新宮市につきましても、現在、12歳以上を例にとりますけど、3万円、管外で、いわゆる市外で6万円という、この同じレベルに持っていった関係でございます。5万円に上げますと、今現在の倍額ということで、年間、町外も含めますとやはり300件ぐらいある中では、1,500万円以上のものは上がろうかと思いますが、私自身、健全化計画では3万円ということで、このように改正させていただいております。よろしく願います。

○議長（森本昇夫君） 6番湊谷君。

○6番（湊谷幸三君） 健全化計画が3万円になってました。変えたんでしょうかね、去年。去年の健全化計画。

〔「新しくつくったんです。平成21年10月改定」と呼ぶ者あり〕

先ほども言いましたように、私は5万円がいいと思います。我々のところは霊柩車の費用は要りませんので、そういうサービスもしておりますので。そりゃもう、前私、たしか健全化計画5万円というところを見たと思います。昨年のはきちっと見ておりませんので、失礼したわけでございますが。

負担してもらうところは負担してもらうと、そういうことでいかんと、給付ばっかし下げてもいかんとならんと、そういうことになると思います。健全化計画には3万円となっておりますので、もう御質問はこの点でとめたいと思いますが、そういうことも視野に置いて、今後ひとつ、どのぐらいがいただくのが適正かということで、ひとつ御議論願いたいと思います。

○議長（森本昇夫君） 住民課長寺本君。

○住民課長（寺本資久君） 今回、そのプログラムにありましたように、斎場で5,000円のアップさせていただきました。言われますように、新宮市と違いまして、本町は霊柩車、町内あるいはまた南紀園に、従前勝浦に住んでおられた方については霊柩車でのお迎えを行っておりますので、サービスはしております。応分の負担というんですか、そういうことも必要でございますから、今後は、また次の改正時にはそういうことも考える必要もあるかと思いますが、今回はこのようにお願いしたいと思います。

○議長（森本昇夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第28号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

15時55分 休憩

16時14分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（森本昇夫君） 再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第18 議案第29号 那智勝浦町消防手数料条例の一部を改正する条例

○議長（森本昇夫君） 日程第18、議案第29号那智勝浦町消防手数料条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

消防長東君。

○消防長（東 正通君） 議案第29号について御説明いたします。

次のページをお願いいたします。

那智勝浦町消防手数料条例の一部を改正する条例。

那智勝浦町消防手数料条例（平成12年条例第16号）の一部を次のように改正する。

このたびの改正は、平成21年10月6日付平成21年和歌山県条例第74号により、火薬類取締法、高圧ガス保安法及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく知事の権限に属する事務の一部を関係する市町村が処理することになったことに伴い、那智勝浦町消防手数料条例に火薬類取締法、高圧ガス保安法及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に關係する和歌山県使用料及び手数料条例に基づく手数料を加え、あわせて旧別表の字句の見直しを行ったものであります。

この条例は、平成22年4月1日から施行するものであります。

改正後の新条例の適用については記載のとおりであります。

町内におけるそれぞれの施設数または事業者数は、2月末現在、火薬庫が3施設、高圧ガス製造施設が1施設、液化石油ガス関係販売施設事業者が12業者であります。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（森本昇夫君） 質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第29号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第19 議案第30号 那智勝浦町火災予防条例の一部を改正する条例

○議長（森本昇夫君） 日程第19、議案第30号那智勝浦町火災予防条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

消防長東君。

○消防長（東 正通君） 議案第30号について御説明いたします。

次のページをお願いいたします。

那智勝浦町火災予防条例の一部を改正する条例。

那智勝浦町火災予防条例（昭和52年条例第8号）の一部を次のように改正する。

このたびの改正は、平成20年10月に発生した大阪市浪速区の個室ビデオ店火災を踏まえ、総務庁消防庁におきまして検討された予防行政のあり方に関する検討会において、平成21年6月に個室ビデオ店等の防火安全対策について報告書が取りまとめられたことから、火災予防条例について所要の改正を行うものであります。

本条は、個室型店舗の遊興の用に供する個室に外開き戸が設けられ、避難通路に面するものにあつては当該避難通路における避難障害を防止するため、当該外開き戸は開放した場合において自動的に閉鎖するものとするという改正であります。

町内におきまして、カラオケボックスやインターネットカフェに類する対象物は、本年2月末現在4施設あり、既に立入検査を終えていまして、この改正条文に該当する施設はないということでございます。

附則として、この条例は平成22年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（森本昇夫君） 質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第30号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第20 議案第31号 勝浦小学校旧校舎解体撤去工事請負契約について

○議長（森本昇夫君） 日程第20、議案第31号勝浦小学校旧校舎解体撤去工事請負契約についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長塩地君。

○建設課長（塩地勇夫君） 議案第31号について説明をさせていただきます。

議案第31号勝浦小学校旧校舎解体撤去工事請負契約についてであります。

めくっていただいて、入札執行調書でございます。

年度は平成21年度。工事名につきましては、勝浦小学校旧校舎解体撤去工事でございます。

工事場所は、東牟婁郡那智勝浦町大字勝浦地内。入札日時、平成22年2月24日午前9時半です。入札場所は、那智勝浦町役場第2会議室で行っております。入札につきましては、庵野組初め記載の5業者であります。落札者は、2番目の井筒建設株式会社代表取締役井筒千津留でございます。第1回の落札額が9,350万円で落札率が89.96%、当該金額に5%に相当する額を加算した金額が備考欄記載の9,817万5,000円でございます。本日御可決いただきましたら、平成22年11月29日完成の予定でございます。工事日数は265日であります。

以上であります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（森本昇夫君） 質疑を行います。

10番引地君。

○10番（引地稔治君） お伺いたします。

この業者選択に至っては、県の点数制とかそういうので参考になされたと思うんですけど、これ、何千万円以上、この業者とか、そういう金額設定があるのかと、ほんでもし、これ金額設定がもし5,000万円、6,000万円とか、4,000万円とか、下のランクであればもっとこの解体工事に参加できる業者があったのかなかったのかお伺いします。

○議長（森本昇夫君） 建設課長塩地君。

○建設課長（塩地勇夫君） 業者の設定につきましては、本町の指名土木業者の3,000万円以上というので選定しています。

今県のというのでは、県の基準では特定建設業ということを持っているということで、この5業者は持っています。というのは、下請の関係とかもあります。

今言うように、うちの指名では、今言うような感じで、工事が1億円を超えてますということで、3,000万円以上ということで業者を選んでいます。下になってくるとまたランクが違ってくるので、この5業者で選んでいます。

以上です。

○議長（森本昇夫君） 10番引地君。

○10番（引地稔治君） もう一つ、さっき聞いたと思うんですけど、その3,000万円以下だと、その解体工事のできる業者というのは何社ありますか。

○議長（森本昇夫君） 建設課長塩地君。

○建設課長（塩地勇夫君） はい。解体が土木工事はあると思います。ただ、今うちがランク分けしている関係でそこらは選んでいます。

○議長（森本昇夫君） 引地君。

○10番（引地稔治君） そしたら、町長にちょっとお尋ねするんですけど、この勝浦小学校の解体に対する工事に対して、別に分けるということではできたんじゃないですか。その本体、3,000万円以下の業者であればほかにできる業者がある。ほんで、こういう仕事の少ない中、6,000万円、仮にですよ、6,000万円の、9,300万円ですから、6,000万円でのこのAランクの業者、この5者で入札すると。あとの金額、その3,000万円を何社かで入札するということをするれば、ちょっとでも皆さんに、ほかの業者にも行き渡るということはできたんじゃないかと思うんですが、町長、そういうことは全然考えなかったですか。

○議長（森本昇夫君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） お答えします。

私も、これはなつて1カ月ぐらいの時期にこの決裁のあれが回ってきました。仕様書と見合っつて、どの業者どうのこうのというよりも、私もともとこういう面では素人なんで、建設課の出してくる書類に対していろいろと聞きましたけれども、業者選定というのは私の頭の中にもありませんでした。結果的には、5業者でしたか、そういう中で選ぶということで私もそれで同意いたしました。

今後は、あらゆる角度から見て、入札参加できるようなことはさせていけるよう、私もこれからはまたしっかりと勉強していきたいと思います。

○議長（森本昇夫君） 10番引地君。

○10番（引地稔治君） 最近なんですけど、今まで県の工事でも、1つの橋の、参考なんですけど、橋の塗装の工事に関しても、1本の橋なんですよ、その橋をA、B、Cと区切って、3つに分けてそれぞれ入札すると。ほんなら、少しでも多くの業者に仕事が分配できると。だから、この勝浦小学校に対してもそういうことができたんじゃないかなと思ひ、また今後こういう分けて発注できる工事があれば、できるだけそのように、少しでも多くの業者に行き渡るようにしてもらいたいと、そう思ってますので、今後はよろしくお願ひします。

○議長（森本昇夫君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 私も、今後そのような方面もしっかりと勉強して、なるべく方向性を決めていきたいと思ひます。

○議長（森本昇夫君） 10番引地君。

○10番（引地稔治君） 済いません、もう一回よろしいですか。済んません。参考までなんですけど、この工事、坪でもいいし、平米でもいいんですけど、床面積で単価的にどれぐらいになつてるんか教えてもらえますか。

床面積、1平米当たり幾らでもよろしいし、坪幾らでも結構なんですけど。概算で結構です。

○議長（森本昇夫君） 建設課長塩地君。

○建設課長（塩地勇夫君） 元設計で言わせてもらいます。大体撤去面積が4,595.88平米です。設計が1億9,130万円なら、割りますと平米が2万4,000円余りになります。

○議長（森本昇夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第31号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

日程第21 報告第1号 平成21年度那智勝浦町土地開発公社経営状況について

○議長（森本昇夫君） 日程第21、報告第1号平成21年度那智勝浦町土地開発公社経営状況についてを議題といたします。

報告を求めます。

総務企画員塩崎君。

○総務課企画員（塩崎 統君） 報告第1号平成21年度那智勝浦町土地開発公社経営状況について御報告を申し上げます。

決算書について説明をいたします前に、去る12月の議会で解散の御可決をいただきました。それ以後の経過について若干御報告させていただきたいと思っております。

解散の議決を受け、12月17日に県知事に対しまして解散の認可申請を行いました。結果、本年1月27日付で解散の認可をいただき、直ちに法務局の新宮支局に1月27日を解散の日とし、また公社の清算人を岡崎順子、塩地勇夫の2名に選任するという登記を行いました。これによりまして、1月28日から清算人の手による解散・結了に向けての清算手続がスタートいたしました。したがって、これから説明いたします決算書は、平成21年4月1日から解散の日の1月27日までとなっております。

なお、現在民法の規定に基づきます官報解散公告、官報によります解散公告を3月1日、3月2日、3月3日の3回行っておりまして、3月1日の翌日、3月2日より2カ月間、いわゆる債務者からの申し出を受け付けする期間ということになっております。これに本公社は該当する方おらないと思っておりますけど、民法上の手続ということで、5月の連休明けぐらいに残余財産の処分というのができると思っております。

恐れ入ります。1枚めくっていただきます。

平成21年度那智勝浦町土地開発公社決算書でございます。

1ページをお願いいたします。

事業報告書でございます。

事業の概要といたしまして、総括事項でございますけれども、平成5年8月に町から委託を受けて取得した天満用地の残地をすべて売却し、保有用地がなくなったため、理事会の議決に基づき解散手続を行い、平成22年1月27日和歌山県知事より解散の認可を得ました。

2ページをお願いいたします。

中ほど、3のところですけど、監査の実施状況並びに一般庶務事項、理事会の開催状況は記載のとおりでございますので、よろしくお願いたします。

3ページをお願いいたします。

決算報告書でございます。収益的収入及び支出でございます。

収入につきましては、款1土地開発事業収益、項1事業収益、目1土地売却収益として、当初予算額は0でございましたが、天満用地の残地をすべてを売却するというので補正を行っております。決算額につきましては、2億4,639万9,258円となっております。

次に、項2事業外収益、目1受取利息は4万188円となっております。

したがって、決算額合計は2億4,643万9,446円となっております。

次に、支出でございますが、款1土地開発事業費用、項1事業費用、目1土地売却原価を補正計上いたしまして、決算額2億4,639万9,258円でございます。

恐れ入ります、4ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出でございます。

収入は、決算額0でございます。

支出につきましては、款1資本的支出、項1借入金償還金で決算額2億4,639万9,258円でございます。天満用地の売却分でございます。

なお、資本的収入が資本的支出額に対して不足いたします額2億4,639万9,258円は損益勘定留保資金で補てんいたしました。

6ページをお願いいたします。

損益計算書でございます。

事業収益は、土地売却収益として2億4,639万9,258円で、事業費用は土地売却原価で同額でございます。したがって、事業総収益は0でございます。

次に、事業外収益は、受取利息でございますが、4万188円でございます。したがって、当年度純利益としては4万188円で、前年度繰越利益剰余金が612万3,736円ございましたので、これを4万188円を合わせまして、当年度未処分利益剰余金は616万3,924円でございます。

7ページをお願いいたします。

貸借対照表でございます。

流動資産は、現金及び預金で、1,116万3,924円でございます。公有用地はゼロでございますので、資産の合計は同額の1,116万3,924円でございます。

固定負債は、長期借入金でございますけれども、これは0でございます。資本金につきましては500万円でございます。これに準備金として616万3,924円で、資本金の500万円と合わせまして、資本の合計は1,116万3,924円となっております。

資本負債の合計と資産の合計は、それぞれ1,116万3,924円で同額となっております。

8ページをお願いいたします。

キャッシュフロー計算書でございます。

事業活動によるキャッシュフローでは、公有地取得事業収益で2億4,639万9,258円でございます。これに利息の受取額で4万188円、合わせまして、事業活動によるキャッシュフローは2億4,643万9,446円となっております。

財務活動によるキャッシュフローは、長期借入金による収入は0で、長期借入金による支出が2億4,639万9,258円となっておりますので、財務活動によるキャッシュフローはマイナスの2億4,639万9,258円となっており、これを差し引きいたしますと、3番ですけれども、現金及び現金同等物増加額は4万188円となります。現金及び現金同等物期首残額の1,112万3,736円と

4万188円を合わせまして、期末の残額は1,116万3,924円となっております。

恐れ入ります、9ページをお願いいたします。

財産目録でございます。現金及び預金が1,116万3,924円で、普通預金、定期預金、それぞれみくまの農協那智支所、それから紀陽銀行勝浦支店に預け入れしております。差し引きした正味の財産が1,116万3,924円で、前のページのキャッシュフロー計算書の残額と合致しております。

恐れ入ります、10ページをお願いいたします。

10ページの公有地明細表、それから11ページの借入金明細書、もうそれぞれ0となっております。

12ページをお願いいたします。

資本金明細表でございます。

基本財産の出資団体は那智勝浦町で、500万円でございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（森本昇夫君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

以上で報告第1号についての報告を終わります。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

16時40分 散会